

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

細川連立政権の八カ月

温井 寛

■特 集

全国政審会長・政策担当者会議開かる！

—社会党税制調査会「税制改革指針案」—

■資 料

129国会成立「日切れ法」一覧・解説

5

日本社会党政策審議会

1994 NO. 332

再編 社会新報ブックレット を読む。90分で読む

第10回配本

決別！55年体制

連立参加と与党時代の社会党

久保 亘

政権参加後7カ月をあとづけ、ポスト55年体制下での新しい役割を示す

お坊さんも外国人労働者も

コミュニティ・ユニオンの街づくり、仲間づくり

小畠精武ほか

組合に無縁だった領域に積極的にはたらきかけるコミュニティ・ユニオンを紹介

■お近くの書店でお求めください。各500円（税込）A5判64頁

既刊・好評発売中

■創憲=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗■金竹小の金と権力=伊藤博敏■これまでの社会民主主義・これからの中道主義=住沢博紀■政権への挑戦=社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆■知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎■93年激変・連立時代の社会党の選択=高野孟・安東仁兵衛■ミッテランとロカルー=成沢宗男■社会が育てる市民運動・アメリカのNPO制度=岡部一明■夫婦別姓・家族をここから変える=福島瑞穂・千葉景子■リゴベルタ・メンチュウ/先住民族の誇りと希望=上野清士■国会でチャランケ・二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂■いま、社会民主主義を選ぶ・世紀末ジャパンの労働と生活=熊沢誠■会社本位主義を変える=奥村宏・鷺尾悦也■政策提案型市民運動のすすめ・理念編=須田春海■社会党あるいは社会党的なるものの行方=吉本隆明■カンボジアPKO体験記=柳原滋雄■写真紀行・ウェットランド=島田興生(カラー、700円)■東経148°からのSOS・転換を迫られる北方四島への視点=金丸知好■環日本海の将来・隔ての海から結び合う海へ=環日本海フォーラム■あたりまえだよ男の子育て・育児休業一年間の体験記=鈴木政俊・圭子

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い！

入会金●1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

「政治改革」を金看板に登場した細川連立政権は八ヶ月で崩壊した。長年の自民党政治のなかで体質化していた金権腐敗政治の一掃を第一義に掲げていたのに、細川総理の過去のカネにまつわる疑惑で引退を余儀なくされたことは、残念・無念にとどまらず、日本の

五年体制の代名詞である自民党一党支配の政治を転換させ、多党による連立政治の時代を出現させたことである。ヨタヨタ、モタモタが時どき見られたものの、意思決定や政策形成の透明性が国民的に理解され、高い内閣支持率を得たといえよう。

卷頭言



細川連立政権の八ヶ月

温井 寛

政務調整機構事務局長

政治文化の本質を体現しているようと思える。細川後継の第二次連立政権は、この轍（てつ）を決して踏んではならない。

それにしても、細川連立政権は八ヶ月という短い期間に戦後政治を画する功績を残し、他方で政治の不明を記録することにもなった。細川連立政権の最大の成果は、

実際に平成六年度政府予算の編成をめぐっては、慣習化していた自民党族議員による干渉を排除し、可能な限り生活者中心に編成された。宮沢内閣によるシーリング後という制約があったものの、公共事業費の配分にも若干の変化が表われたのである。

細川連立内閣の最大課題である

比べて格段の前進が見られたのである。今後、この改革を足がかりに、国会改革、行政改革などと共にさらなる改革が求められる。

細川連立政権は、政治改革関連法案の成立を契機に急速に求心力を失った。その原因が日米経済摩擦や国民福祉税など経済政策の失敗にあるとしても、二〇年来のPL（製造物責任）法の国会提案や被爆者援護法、地方分権、情報公開法など連立与党が推進してきた諸政策は第二次連立政権に引き継がれ、実現されなくてはならない。

共和国（北朝鮮）の核問題など、

「政治改革」については、自民党による抵抗と社会党内の一部の反対により極めて不十分な結果に終わった。しかし、長年の自民党政権下では改革が不可能であったわけだ、論議が選挙制度改革を中心に行開されたとはいえ、政治資金

や連座制、罰則強化など、現在に際しては創氏改名や従軍慰安婦問題など、過去の植民地支配を率直に謝罪し、未来志向の日韓関係に道を開いた。北朝鮮に対しても、細川政権の日朝交渉を含むアプローチがあれば、現在の朝鮮半島問題は別の方向に進んでいた可能性もあり、極めて残念である。

対外的な側面では、ウルグアイ・ラウンド（新多角的貿易交渉）の成果を挙げることができるが、日本経済関係や朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の核問題など、

5月刊『政策資料』

No.332号

1994年5月号

特集 日本社会党全国政策審議会長・政策担当者会議報告

開会のあいさつ

- 報告 I 税制改革協議会福祉小委員会・社会党高齢社会福祉プログラム特別調査会
- II 税制改革協議会行財政小委員会・社会党行財政改革プロジェクト
- III 税制改革協議会税制小委員会
- IV 社会党税制調査会
 - 社会党税制調査会「税制改革指針案」 —

資料

- 一二九国会成立「日切れ法」一覧・解説
- 憲法記念日にあたっての申し入れ
- 中村喜四郎代議士の逮捕許諾に関する談話（書記長）
- ゼネコン疑惑の厳重捜査の申し入れ
- 環日本海圏へ「日本海国土軸」の形成・推進を（書記長）

40 39 38 38 26

19 16 15 13 9 4

／談話（石川県知事選・書記長）3／18・3／27

／防衛大学校を卒業されるみなさんへ（委員長・書記長）

／繩糸価格等に関する申し入れ

／生糸の安定基準価格等について

／要請書（畜産酪農）

／平成六年度畜産物価格関連対策（政策幹事会）

／日韓首脳会談を終えて

／高齢社会福祉ビジョン懇談会「二一世紀福祉ビジョン」について

／中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

／に関する法律案要綱

／原子爆弾被爆者等援護法に関するプロジェクト報告・大綱（政策幹事会）

／地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

／に関する調整について（政策幹事会）

／水俣病プロジェクトチームの水俣病訴訟和解に対する見解（政策幹事会）

／「行政改革委員会検討プロジェクト（仮称）」の検討結果について（政策幹事会）

／行政改革委員会設置法要綱について（政策幹事会）

／製造物責任法に関する連立与党プロジェクトの検討結果について（政策幹事会）

政策の焦点

環日本海圏政策と新しい国土軸の形成

石田好数

69

65 64 63 62 62

58 55

54 53 49 47 45 44 43 41

特集

日本社会党全国政策審議会長・政策担当者会議報告

一九九四・四・八

開会のあいさつ

日本社会党政策審議会
会長 関山信之

連立発足以来八カ月たちまして、私どもも

昨年来の新しい年の税制改正、あるいは予算編成を終わりまして、ちょうど一区切りつきましたところで、かねてからできるだけ早い機会にと考えておりました全国の政審会長・政策担当者の皆さんとの会議を招集させていただきました。大変お忙しいところをご参加いただきまして、本当にありがとうございます

今、梶原先生からお話がございましたように、一区切りが大変な一区切りになりそうでございまして、一時から開かれました政府・与党首脳会議で細川総理が辞意表明をしたというニュースは既にご承知のとおりだろうと思います。党は二時から緊急三役会議、中央執行委員会を招集いたしました。二時からは総理の会見も行われているようでございます

ところで、八カ月間、と申しましても私は九月からなんですが、無我夢中で、それこそ新しい連立政権の中で政審一体となつて仕事をしてまいりました。顧みますと本当にここまで歩いてこれたなという感じさせられたと存じます。

また、今日は日ごろより大変なご支持・ご援助をいただいております労働組合の皆さんにもご参加をいただいておるわけでございまして、これまた厚く御礼を申し上げたいと存

が、いずれにいたしましても今の段階では、これからどうなるかという問題は全く不明確でございます。しかし、私どもといたしましては、どのような事態になろうとも、国民の

皆さんの期待を抱って発足をいたしました新しい連立の時代を何としても守り続けていかなければならぬ。その基本的な立場は変わりがないわけでございまして、先ほど執行部と相談をいたしまして、今日の会議はたんたんと予定通り、と申しましてもどのような事

「連立になつて、社会党どこに行つちゃつたんだ」ということを政策の面からもさまざまご指摘をいただいてまいりました。秋口に開かれました臨時国会等におきましても、わが党閣僚が基本政策の問題をめぐつて自民党のくだらない質問に悩まされたという経過もございましたけれども、いずれにいたしましても、連立の時代が政策上の不一致の一致を原則とせざるを得ないという大前提について、私たちが十分に慣れるまでにはいささかの時間が必要でありましたし、これからもますますそのことでお互いが知恵を絞らなければならぬのだろうと思います。

ともあれ妥協という言葉、その言葉の持つ意味を私どもがこの政策決定、政策判断についてどのように理解していくのかということが、私どもここ八ヶ月の経験の中で与えられた最大のテーマのようになります。

いわば、政策的な、「妥協」という言葉はあまりいい言葉ではございませんが、連立与党の中で一定の合意をつくり上げていく。そのことについては幾つかの新しい枠組みが作られております。私どもが野党第一党としての時代には、社会党の中だけで皆さんと議論をしながら一つの政策を定めさえすれば、それを政府・自民党に突きつけ、あるいは地方で署名運動を展開し、街頭演説をして、それでいわば一つの闘いのレールが敷かれておっ

たわけでございますけれども、連立の時代はそのように単純にはまいらないわけでござります。

まず第一に、党内の合意形成をしなければなりません。同時に二番目に、連立の中の合意形成をしなければならないということがございます。そして同時に、このことは政府と与党の間で合意形成をしなければならないという、三つの段階の合意形成の手続きがたえずあらゆる政策判断につきまとうという、システムの面からの新しい枠組みがあるわけでございます。

そういう状況の中で党政策審議会としては従来の形をかなり変えました。ご案内の通り今まで党内には部会があり、かつさまざまな総合政策の委員会があり、またさまざまな特別委員会、プロジェクトが山ほどあつたわけですが、ございますけれども、党の政審といたしましては、まず党内合意をつくるために、できるだけシンプルなシステムをつくり上げることにいたしました。何よりも各部会を中心にして、もっぱら政策の部分につきましては、五党の政策責任者で構成する政策幹事会が毎週月曜日と木曜日に開かれて、一切の政策的な課題はここを経由して連立与党の合意形成を図つてゐるということです。

政府・与党間につきましては、重要な問題について政府・与党首脳会議において合意を図るということになつておるわけでございましたして、今日ご出席の衆参から三名ずつの副会長の皆さんによる政審役員会、そこを政審の意思決定の場としながら、政務委員会という機関が作られておりますけれども、そこを政務部門の最終的なオーソライズの場といたしておるまして、基本的に以上が流れで政策的な課題の処理を行つこ

とにいたしておりますとこでございます。
とは申しましても、幾つかのプロジェクト、調査会等を発足させておるわけですが、特に後ほどご報告がございます税制協がらみで福祉のプロジェクト、行革のプロジェクト、そして税調というのがいま党内に置かれております。党の中の合意形成のシステムとして、おおよそ、そういう枠組みの中で作業が進められております。

次に、連立の合意はどのようにしてつくるかといいますと、政策幹事会、政務幹事会、その上に代表者会議、そして政府・与党首脳会議というシステムになっております。それで、もっぱら政策の部分につきましては、五党の政策責任者で構成する政策幹事会が毎週月曜日と木曜日に開かれて、一切の政策的な課題はここを経由して連立与党の合意形成を図つてゐるということです。
政府・与党間につきましては、重要な問題について政府・与党首脳会議において合意を図るということになつておるわけでございましたして、今日ご出席の衆参から三名ずつの副会長の皆さんによる政審役員会、そこを政審の意思決定の場としながら、政務委員会という機関が作られておりますけれども、そこを政務部門の最終的なオーソライズの場といたしておるまして、基本的に以上が流れで政策的な課題の処理を行つことがまず一つござります。

一一番目の問題は、継続性という問題でござ

います。最も象徴的なテーマは、防衛問題、

自衛隊に関する事柄につきまして、八党会派

の合意文書の中では、「憲法の理念及び精神を尊重しながら、防衛政策についてはこれまでの政府の政策を継承しつつ」という言葉を使つたわけでございますけれども、「この「継続性」という問題をめぐりましてはこれまた三つばかりあるわけでございます。まず行政の継続性という問題がございます。二番目に外交の継続性がございます。三番目に中長期の政策の継続性とでも言うべきものがあるのだ

うと思っております。

先ごろ予算編成の過程で、いわゆる防衛費

の問題をめぐりまして多くの皆さんには、「不

満を残した」と思いますが、AWACS、

パトリオットの平成六年度予算への計上を許

し、そしてその代償として防衛費の伸び率を

1%の枠に押さえ込むという、いわば選択を

いたしたわけでございます。この場合のAW

ACSの導入問題は、ある種の行政の継続性

というものが、私どもとしては妥協せざるを得なかつたという経緯がございます。

あるいはコメの問題につきましても、「ご承

知の通りそれこそ徹夜の中執を幾晩か続けま

して、苦渋の選択をいたしました。しかしこれ

も今になって考えてみれば、自民党政権の残

した負の遺産として、いわば外交上の継続性として私たちが妥協を余儀なくされるテーマ

いだらうかということを私は大変考えさせら

れておるところでございまして、「言葉をかえ

て言えば、守りの妥協から攻めの妥協のやり

方を私たちは身につけながら、私たちの本来

持つております政策の理念や哲学を踏まえて、

社会党らしい政策とというものをしてこの連立の中

に生かしていかなければならぬということ

だと思います。

もう一つ、こうした政策の調整の結果につ

いての評価の問題があろうかと思います。党

のさまざまな会議の中でもいただいているご

議論でございますけれども、例えば自衛隊法

の改正の問題がございました。自民党が自衛

隊機による邦人救出の法案を再び出してきた

ことによって、私どもとしては連立の発足当

初、この法案は取り上げないという内々の合

意があったにもかかわらず取り上げざるを得

なくなつたという状況の中で一つの政策判断

を求められました。

私どもは、この海外邦人の救出については、

政府専用機に限る、原則とするというところ

で連立与党内の合意をまとめ上げたわけでござります。このことは、考えてみますとこの

政策の選択は、たえず追い詰められてなん

となくする下がつてしまふという

この法案について一指も触ることのないま

まに、衆議院では可決、参議院では流産とい

う経過をたどったことを考えれば、この連立の中でこそ、こうした歯止めがかけられたと、私どもはそう評価をしたいと思うのです。

しかし一方では、やっぱり自衛隊の海外派兵に道を開いたじゃないかという評価がどうしても生まれてしまう。そのところを私どもとしては、連立政権の中に加わったことによって一步でも二歩でも前に進んだという、その評価の視点をもう少し大事にしていかなければならぬんじゃないかと思っております。

このことはまさに変化から改革への道を歩んだ連立政権の時代において、何よりも着実な改革の果実を、多くの党員の皆さんはもちろんのことではありますけれども、国民の皆さんに理解していただく作業がたえず不斷に行われていなければならぬということだらうと思つております。後ほどいろいろとお話を出ようかと思ひますけれども、平成六年度の税制改正におきましても、およそ自民党時代では考えられなかつた新しい分野への切り込みが行されました。税制のワーキングチームの細谷事務局長のご努力で、公益法人の寄付金の損金算入の割合を三%カットするとか、あるいは使途不明金に対する重課税を新設するとか、あるいは租税特別措置では昭和二四年以来続いてきて、ついに今日まで自民党が毎年毎年の税制改正で手をつけられなかつたた

登録ホテルの減価償却資産の法定耐用年数の短縮の特例という、まさにクラシックな租税特別措置が一つあるのですけれども、これに手をつけたといったようなことがあるわけでございます。

あるいは予算の面でも概算要求の枠組みは決まっておりましたけれども、しかしお金のあまりかからないものでも、ともかく新しい連立の施策を国民の皆さんにわかるような形で知恵を出し合おうじゃないか。あるいは重点項目をそれぞれ絞り合つて、みんなで新しい知恵を働かせようじゃないかというようなことで幾つかの成果を上げていることは、既にさまざま文書でご報告を申し上げております。

たとえば今度、伊藤運輸大臣のもとで駅舎に障害者用のエレベーターやエスカレーターを作ることを法律、予算の中で実現をいたしました。これはかねてから党がシャドーニュービネットの時代に「モビリティ・ハンディキャップの克服をめざして」というテーマで交通施設の構造基準設定づくりをやってきた成果を、現実の政権の中で実現をしたという意味では、私たちの政策活動の成果が一つ一ついま現実のものになつているということを國民の皆さんにわかつてもらう、そういう努力をもつともつと積み重ねなければいかんなさに聞いの方針を持ち、政策を組み、運動を

いま政局はまさに混乱の時を迎えておりますけれども、私たちはこの連立の時代を担つて政権の一角を占めていくといふ役割を政策的な部分でどのように定めていくかということを、本日わざかな時間ではござりますけれども、皆さん方とのご討議の中でもうことについて、私たちの果たすべき位置、役割を政策的な部分でどのように定めていくかということを、本日わざかな時間ではござりますけれども、皆さん方とのご討議の中でもうことについて、私たちの果たすべき位置、役割を政策的な部分でどのように定めていくかということを、本日わざかな時間ではござりますけれども、皆さん方とのご討議の中でもうことについて、私たちの果たすべき位置、役割を政策的な部分でどのように定めていくかということを、本日わざかな時間ではござりますけれども、皆さん方とのご討議の中でもうことについて、私たちの果たすべき位置、役割を政策的な部分でどのように定めていくかということを、本日わざかな時間ではござりますけれども、皆さん方とのご討議の中でもうことについて、私たちの果たすべき位置、役割を政策的な部分でどのように定めていくかということを、本日わざかな時間ではござりますけれども、皆さん方とのご討議の中でもうことについて、私たちの果たすべき位置、役割を政策的な部分でどのように定めていくか

いますけれども、皆さん方とのご討議の中でもうことについて、私たちの果たすべき位置、役割を政策的な部分でどのように定めていくか

です。

そこで実は我々は一体何を相手として、ま

さに聞いの方針を持ち、政策を組み、運動を

展開していくのかということなんですねけれども、私は今の時期はなんといっても自民党が長年つくり上げてきた政治的な基盤を根底から覆す作業が依然として続けられているし、また続けられなきやならないんじやないかということを政策の面から感ずるわけでござります。

先ほど着実な成果と申し上げましたけれども、かつて我々が持っていた刀は竹光だったのかもしれないけれども、今はまさに真剣を振り回しているわけでございますから、本気で切ればものは切れるわけでありまして、そのことから勝ち得た成果というのは、そのこととごとくが自民党の三八年間続いてきた政権の基盤にかかるものだといって差し支えないんじゃないかと思うんです。

具体的に申し上げたほうがよろしいんでしようけれども、税制改正の最後の場面で、土地・住宅を景気対策のテコにしなければならないということで、土地税制関係については社会党のプロジェクトチームが非常にリーダー的な役割を果たしまして、さまざまな施策を実現いたしておりますけれども、その中で民間の優良宅地の買い上げに対する一五〇〇万の控除を最終的に認めました。これを認めることについてはぼくらもずいぶん悩んだんです。本来、税のありようからすれば、あるいは政策の建前からすれば、あまり良いこと

ではないという判断のほうが強かったんですね。しかし、五十嵐建設大臣のさまざまご意向を踏まえながら、ここは自民党との修羅場を考えながら、あえてこれを採用することに踏み切りました。これにぶら下がっている宅建協会、これを自民党の支持から社会党とは申しませんけれども、少なくとも自民党と長い間つくり上げてきた関係は一切断つということをトップの連中と詰めながら、そういう修羅場も踏まえながら一つの政策選択をしたわけです。これは誤って伝えられるよくないことでありますから、こここの場だけのお話にしておいていただきなればならんと思いますけれども、しかしそういう側面を持ちながら、私どもは中央でそういうことをやった。そして宅建協会は、いま連立与党的政策幹事會と今後の政策についてもまじめに議論をしたい、こう言ってきています。

その場合に、全国の地域における宅建協会、さまざまなおつき合いもあるんだろうと思うけれども、やっぱりそこにそういう判断をしたことについての社会党の立場をわかつてもらひながら、自民党との関係をぶち壊していくもう一つの修羅場があるんだということを実は申し上げたいわけでございます。これは何もこの例に留まらず、すべての問題で、いま私たちが国政のレベルでいろいろと取り組んでいる政策の選択、決断、判断というよ

うなものが、そういう自民党の基盤をぶち壊す役割を持っているし、持たせなければならんし、そこにこそいま私どもの闘いの課題があるんだということを申し上げたかったわけでございます。

いずれにいたしましても大変な時代でございまして、社会党が社会党らしさを取り戻すのは、当然のことながら社会党的な政策課題の提起が必要なんですが、同時にそれは大きな目で、この日本をどうする、世界をどうするという観点に立って、私たちがしっかりとした政策体系を持つことでなければなりません。私どもは政策活動というものが今までとは違った意味で大変重要な課題になつてゐると思っているところでございます。実は後ほど提案を申し上げる予定でおりますが、そうした問題について私どもは新社会経済改革調査会の設置をいたすことになりました。ここでは経済・産業のリストラ、ポスト冷戦後の新しい国際秩序、高齢化社会の対応など、内外の大きな転換期を切り開くにふさわしい政策の総合的枠組みを作る。そしてそのため私たちにとって中期社会経済政策、あるいは「もう一つの日本と世界」、あるいはシャドーキャビネットなどのたくさんの政策的な蓄積があるわけでございますけれども、その蓄積の成果を改めて政権与党と

のを整理しながら、国民の皆さんの中に前に提示していきたい。

そして政界再編、選挙協力、さまざまな課題が目の前にあるわけですけれども、私どもはかねてから使っている社民リベラルという、その言葉に即して、篠原一さんのお言葉を借りれば、まさに社民リベラルの政策的定點というものを具体的に示していくなければならない。

同時にまた、この政策的定點なるものは、遠い将来の中長期的課題もさながら、日々対応を迫られる課題も沢山ございます。

既に「防衛計画の大綱」の見直し作業は細川政権のもとで進められておるわけでございますが、こういった問題との関連で、我々が一体どういう新しいプログラムを持つのか。北朝鮮の問題への対応をどうするのか。あるいは安保常任理事国入りの問題についてどう答えを出すのか。PKOの見直しは、といったようなことがメジロ押しにあるわけでございまして、こういう点に関しては問題解決型の政策提言をきちっとしていかなければならぬというところに来ておるわけでございます。こうした課題につきましては、遅ればせながら、この基本的な問題に対応するための調査会を発足させました。四月から作業に取り組んでいるところでございますこともあわせてご報告を申し上げさせていただきまして、

会議の主催者として、お礼のごあいさつ並びに若干問題提起とさせていただきます。した。どうぞよろしくお願ひ致します。

報告一

税制改革協議会福祉小委員会・社会党 高齢社会福祉プログラム特別調査会

税制改革協議会福祉小委員会
副座長 今井 澄

「福祉社会に対応する税制改革協議会のこれまでの経過」という冊子の三ページから五ページに医療・年金等福祉に関する小委員会（略称・福祉小委員会）の報告が書いてござります。これまでの経過はそこにございますように、二月二十五日に始めて、実際のヒアリング、討論は第一回からで、社会保障、医療、介護、年金、それから関係団体のヒアリングをはさみまして、児童問題。第八回のこの児童問題のときには、ちょうどその数日前に厚生省のほうで将来の給付と負担の見込みについて、推計値が出まして、そのヒアリングしたが、この中で注目すべき点は、公民の役割分担がどうかとか、国庫負担のあり方、負担の限界等、こういうところでだいぶ問題が出ました。

今後のスケジュールであります。きょう四月八日建設省、通産省のヒアリングをついたほど終えてまいりましたところであります。四月一二日で一応各省庁からのヒアリング、いわゆる勉強会は終わって、一五日からいよいよ本格的に福祉ビジョンに取りかかるということになつております。これはどの小委員会も同じですが、五月いっぱい方向を出すということになつたわけですが、細川総理が辞任せられるということになりますと、この辺のスケジュールがどうなりますか。そういうことで頑張つていきたいと思っております。

さて、資料の中にある厚生省が出た「二一世紀福祉ビジョン」はぜひお読みいただきたいと思います。

次に、党の高齢社会福祉プログラム特別調査会の報告ですが、第一回が二月二三日、ちょうど税制協約の小委員会のスタートと軌を一にしてスタートしまして、四月七日に第六回を終えたところですが、次回四月一四日を終えたところで、今後の進め方として連休前に社会党としての福祉プログラム大綱を作成する予定であります。

なお、党の特別調査会の報告の二枚目、三枚目には、二月五日に村山委員長が岐阜の記者会見において発表されました、党の「高齢社会福祉プログラムの骨格」について一項目にわたり書いてございます。

その後についております一枚紙のものが党の高齢社会福祉プログラム特別調査会会长談話として、厚生省の「二一世紀福祉ビジョン」についての見解が出ております。

社会党は今日まで、高齢社会福祉に限らず、「福祉の党」として福祉に関するさまざまな政策提言を行つてきたところであります。この高齢社会問題につきましての最近の主なものを挙げますと、九〇年一月に重介護保障政策大綱を出しております。また九一年一月

の党大会では高齢者福祉総合計画を提出しておりますし、また九二年四月、シャドーキャビネットから「二一世紀までに確立すべき福祉の重点目標」を出しまして、これで当時の参議院選挙も闘つてきた経過がござります。

こういった蓄積を踏まえながら、現在党がどういうふうなスタンスでこの福祉ビジョンをつくるかと考えているかといいますと、先ほど関山政審会長のお話にもありましたが、連立政権の主軸を担う与党第一党としての政治的な立場から、より説得性を持ち、しかも具体的な政策を提示する必要があるというこ

とをまず第一に考えております。

二番目の問題としては、日々政策等が進められているわけですが、特に今国会においては年金の抜本改正についての法案を上程しているわけで、これは連立与党として一応合意した内容で出しているわけであります。

またゴールドプランによって各市町村での老人保健福祉計画がこの三月いっぱいをもつてほぼでき上がったところであります。つい最近マスコミに発表されましたように、集計してみますと、たとえばホームヘルパーはゴールドプランの目標が一〇万に対しても二二万ということにもあらわれているように、既にゴールドプランの見直しが迫られているという現実を踏まえる必要があるだらうと思ひます。

それから三番目には、とかく高齢化、高齢化ということばかりが言われますが、この高齢化が進んでいる原因であり、もう一つ高齢社会を非常に困難なものにしかねない問題として少子化の問題がござります。この少子化は一・五七ショック、一・五三ショックと、ショック、ショックと言われておりますが、毎年毎年それが下回って、昨年は一・五〇になつていて。予想を上回つてこの少子化が進んでいる。あるいは厚生省の人口問題研究所の将来人口推計は、合計特殊出生率が一・八に回復していくということの上で推計がされているのですが、はたして回復するのかといふことで、少子化の問題についても取り組んでいかなければならぬということでありま

す。

そして今般、細川総理の国民福祉税構想を受けてできた税制改革の論議の中で、福祉ビ

ジヨンの作成が非常に急がれている。その中で厚生省のはうはかなり抽象的な面がありますが、もう既に出されたという中で、急いでつくらなければならぬということあります。

党の高齢社会福祉プログラム特別調査会は、既にことし一月の大会の折にこの調査会をつくることを決定していただいているところであります。連休前までに大綱をつくりたいと急いでおりますが、その内容・方向性について簡単に申し上げたいと思います。

先ほどの池端会長談話にもありますように、私どもは三月二十八日に厚生省の懇談会から出されましたこの福祉ビジョンを、基本的には評価しております。その大きく評価しているところは、単に社会保障の問題や高齢化対策ではなくて、少子化の問題から雇用とか住宅とか町づくりとか、あるいは教育の問題にまで踏み込んで出されているという意味で、これは従来の厚生省一省による狭い意味の社会保障や福祉の問題ではなくて、全面的な包括的な問題を含んでいるという意味で非常に評価をしております。

二点目の評価としては、行革審が国民負担率の限界を五〇%ということで規定をして、これが金科玉条のようになつて、「金がないから福祉も充実できない」というふうな言いかがこの間ずっとされてきているわけですが、方がこの間ずっとされてきているわけですが、

この厚生省のビジョンは五〇%という枠を突破した、そのシーリングに穴を開けたという意味で社会党としては評価をしているということがあります。

しかしながら、一方において福祉社会の将来を低福祉・低負担、高福祉・高負担、その真ん中に適正福祉・適正負担と、単純に、高と低を両脇に置いて、真ん中に日本がめざすべき適正福祉・適正負担としたのは、非常に大きっぽすぎるし、あいまいすぎるし、さらに自助努力を強調していることを結びつけますと、どうもこの適正福祉・適正負担という内容は、ともすると低福祉・低負担のほうに近づいていく危険性があるということを私どもは批判をしております。

それから福祉は既に地方分権化がどんどん進んでいるわけですが、この地方分権という観点でのアプローチが足りないということ。それからこの社会福祉の負担は保険料方式を基本とすると厚生省のビジョンではなつております。しかしこの保険料方式というのは、給料の安い人も高い人も皆同じように、たとえば今の厚生年金ですと一四・五%のうちの半分、七・二五%を同様に支払うために、非常に逆進性が強い。消費税よりももっと逆進性が強い。そうするとはたして保険料主体で扶助機能に依存していく、たとえばホームヘルプ制度にしても夜とか休みは家族がみる。

家族のいない昼間にに行って二時間ぐらいお世話をしてくれる、という考え方のホームヘルプサービスですが、こういうことはもはや女性

は今度の抜本改正以外に触れられていないという点については私ども批判を持っておりまします。

そういった批判が池端会長談話の中にあるわけですけれども、私どもの基本的な観点としては、これから社会にあっては基本的なスタンスは「安心と楽しみの社会」を築くということで、その基本的な考え方はノーマライゼーションの考え方であります。これは一部の障害を持った人や一部のお年寄りに福祉の手を差し伸べるというのではなく、すべての人々が多様なニーズに応じて自由に選択ができる、人間らしい生活ができる。そのためのシステム、環境、基盤をつくること、これがからの福祉プログラムの基本課題であろうと考えております。そしてこのようなシステム、あるいは環境、基盤といったものは、公的保障を中心に置いてつくっていくことが社会党の考え方であります。

そこでこれまで高福祉・高負担でもなく、低福祉・低負担でもなく、日本型福祉と称されてきたものがあるわけですから、この日本型福祉というのは、基本的に家族の相互扶助機能に依存していく、たとえばホームヘルプ制度にても夜とか休みは家族がみる。家族のいない昼間にに行って二時間ぐらいお世話をしてくれる、という考え方のホームヘルプサービスですが、こういうことはもはや女性

の社会進出とか核家族化の進行で不可能であるということから、社会的な介護ということを考える。

また一方、企業内福祉というのもあるんですが、これは後ほど税制の議論でも出てまいりますが、これは社会的公正の観点からすることはたしてどうなんだろうということがありまして、こういう私的なところ、自助努力にまつものではなくて、公的福祉ということを中心に考える。

さて、そうなりますと負担という問題が出てまいりますが、国民負担、国民負担とよく言われ、それが五〇%を超えることがどうこうと言われることに関して、私どもはまずこういうふうに考えます。これは国民負担と言いますけれども、実はこれは先進諸国にあまりない概念だという話も聞いておりますが、これは国民経済負担でありまして、決して国民が一人ひとり負担しているものを意味しているわけではないんです。GNPの中の税と保険料の負担の割合にすぎない。一人ひとりが自分の収入の中でどれだけ負担しているかということになると、現在三八・六%と言わるのはもつとはるかに低くなるわけですが、個人個人の負担という立場から考えれば、税や保険料ではない個人負担、自己負担、これも大きな負担なんです。そのことを抜きにして、ただ負担率の議論をすることに私たち

くみすることができない。

もう一つ、この負担という言葉からすぐ出てくるのは、高負担になると活力のない社会になる。あるいは高負担をして高福祉のサービスをすると、みんなが働くのがいやになつて、「イギリス病」と俗に言われるような活力のない社会になるという考え方についても、これは完全な俗説であって、私どもはそういう考え方をとらない。科学的に考えれば、活力があるかないかというものは経済活力の問題でありまして、たしかに社会保障が充実すると、働くよりは給付金でももらっていたほうがいいという人もいないわけではないんですけれども、しかしイギリス病と言われるのは決してそういうことではなくて、いってみれば産業の空洞化により国内経済が低迷するとか、そういうことを主として指しているわけです。

むしろ逆にスウェーデンなどに見られますように、福祉が充実して子育てが十分に行われて、女性が働きに出かけられるということになると、労働力が十分確保できるわけです。そうしますとこれは経済の活力に結びつくわけですし、特にこれから高齢社会、少子化社会では労働力不足が予想される。そういう中には、福祉を充実することによって女性の社会進出を促進する。そのことなしには今後の日本の経済の活性化、活力の維持

ということもできないことを考へるならば、むしろ福祉の充実というものは経済の活性化の重要な条件であるというふうに私どもは考えて、なにか福祉を充実すると社会の活性がなくなるというふうな俗説には立たない。

簡単に言いますと、福祉を充実することは経済的にも十分に元がとれるという考え方でビジョンをつくっていきます。

それから福祉は、先ほどの日本型福祉にも関係しますが、これまでどちらかというと世帯を中心とした福祉サービスが行われた。しかし個人が権利を持つ福祉ということにしていくともそろですが、やはり個人を対象とする、個人が権利を持つ福祉ということにしていくたいと考えております。

それから一点目ですが、福祉における国と地方の役割。先ほど公的保障、公的責任ということを申し上げましたが、国は基本的に年金とか生活保護とか、児童手当等所得再分配について責任を持つということを、税、保険料等を通じてきちっと行うべきだというふうに考えておりますが、既に進められておりま

すように、介護等身近なところでサービスが行われるべきものは、他方において、とくに地方自治体が責任を持って進めるということにあっては、福祉を充実することによって女性の社会進出を促進する。そのことなしには今後の日本の経済の活性化、活力の維持に分権、これも福祉の分権として進めるとい

うことを明確にし、同時に、そのためには独自の地方財源が必要であるということ、この辺はまた税調のほうとも議論をしながら進めたいと思います。

それから年金の問題でありますが、今回の抜本改正の主眼は、六五歳問題等にあるわけですが、今後大きな課題は二つある。一つは、六〇歳から六四歳、六五歳までの年金と雇用の継続。このことに年金問題では最大の力を注ぐ。

一番目の問題は、基礎年金を改革する。とくに今基礎年金は未加入者、免除者あるいは滞納者は七〇〇万を超えるぐらいで、三七・三八%の人たちが未加入者かあるいは免除者であって、将来このままでいくと無年金者が大変にふえる。基礎年金という性格の年金が崩壊するおそれがあるわけです。これは所得のミニマム保障という観点からいっても税方式を基本に考えたい。もちろんこれは現実政策としては徐々に繰り入れ率を三分の一から引き上げていく形で、将来的に税方式を基本に置いていきたいと考えているわけです。

同時に、その財源は膨大なものを必要とするわけです。現時点で単純計算をすれば、約六・九兆円、七兆円近くのお金を探さなければ、財源問題が真剣に議論されなければなりません。

ばならないやえんだと思います。

さて、厚生省のビジョンにもあります新ゴーラードプランにつきましては、ホームヘルパーの倍程度の二〇万人ではなく、五〇万人規模のホームヘルパーの増員とかを考えています。とくにマンパワーの養成・確保は公的な責任であるということで、とくに、特養などの職員の配置基準は入所者一人に一人ということを実際に実現するために頑張っていきたい。また寝たきりゼロを実現するため

にPT、OTを一〇倍にふやすことも考えていました。以上申し上げまして、また後ほど質疑の中へお答えしたいと思います。
どうもありがとうございました。

最後に、税との関係で言えば、基礎年金の税方式、このことと介護は地方の財源でということを考え、このプログラムの骨格をつくりたいと思っております。

いきたいと思っております。
子育て問題ももちろん充実させ、厚生省も今エンゼルプランを作成しようとしておりましたが、そういうことにも取り組んでいくといふことです。

△ 税制改革協議会行財政小委員会・ 社会党行財政改革プロジェクト

税制改革協議会行財政小委員会
座長 田口 健二

三月二八日と一昨日、細川総理から官邸に呼ばれまして、幾つかの要請を受けました。行政改革というのは言うにはやすいけれども、これはなかなか実行が難しい。今までの

第二臨調に始まり、昨年終わりました第三次行革審を含めて、なかなか答申もまとめることが難しいし、またこの実行も大変難しいという現状にある。これはいうまでもありません

ん。役人の抵抗がずいぶん強いですから。

そういう意味では細川さんは、今度は役人の手ではなくて、新しい政権の与党として思い切った提案をしてほしいというふうに要請がありましたので、私もそのことをしつかり受けとめてまいりましたが、冒頭政審会長のお話がありましたが、冒頭政審会長のお話になりましたので、これから一体どういうことになりますかわかりませんが、今までのことについて簡単にご報告をしておきたいと思います。

今日まで小委員会は九回にわたりて委員会を開きました。主に学識経験者と言われる方、あるいは関係政府のほうからいろいろな資料の提出を求めて議論をしてまいりました。三月二八日に四つの作業部会をつくりました。
①行政組織・特殊法人チーム、②規制緩和・新産業創出チーム、③公共事業・補助金チーム、④地方分権・地方行革チームという四つの作業部会を設置をいたしまして、この四つの部会で具体的な議論に入つておるというのが現段階でありますて、まだまだ結論的なものが導き出されておるわけではございません。その中で議論をされておるのは、私も自治労出身でありますから、実は行革という名前を聞いただけでアレルギーが出るような本質でおつたんですが、今回議論を通じてお互に確認をし合ったのは、たしかに行革とい

うのは狭い意味で考えればむだをなくすという側面があることは否定できません。しかし、私どもはもつと広い理念から考えていくならば、今井さんのほうからも話がありまして、いよいよこれから日本も高齢化社会に間違いなく入っていく。こういう中で活力のある社会づくりをやっていく。また産業構造も十分変化をしてまいっておりますから、これらをさらに推進をしていく。

また細川政権がキャッチフレーズで出しておりましたように、生活者の立場から見た行政組織、役割、権限、こういうものに具体的にメスを入れながら、二一世紀社会へ向けての行政の役割、組織をあらためて見直していく。ここを一つの大きな理念として議論をやっていこうということで今まで議論をしてまいりました。

議論の過程でありますから、あまり途中のことを申しますといろんなハレーションが起きると思いますので省略をいたしますが、しかしいずれにしても、今までできなかつたことをやろう。中央省庁の再編成もやろう。あるいは公共事業にもメスを入れる。補助金制度にもメスを入れる。さまざまなことを思い切ってやろうということで議論をしておることを最後に申し上げたいと思います。

お手元に幾つかの行革小委員会の中で配布をされた資料がありますが、とりわけ皆さん

ぜひ目を通していただきたいと思いましては、内外価格差の実態資料です。日本の場合には内外価格が大きな問題になってきて、これを何とか解消しなければならないというのも今までの小委員会に課せられた重要課題の一つであります。この資料は大変貴重な資料だと思います。

そして最後に、昨日合同ヒアリングの中で出してまいりました、通産省の産業構造審議会総合部会の基本問題小委員会の中間提言というのが昨年一月に出されております。それもこれからの日本の社会の仕組み、構造を変えていく意味においては大変貴重な資料ではなかろうかと思っておりますので、ぜひ機会がありましたら日を通していただきことをお願いを申し上げまして、まだ議論の過程でありますので、流れだけを申し上げ、報告にかえさせていただきたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。



税制改革協議会税制小委員会

税制改革協議会税制小委員会

副座長 細 谷 治 通

私は税制の小委員会について経過報告をさせていただきたいと存じます。

「福祉社会に対応する税制改革協議会」のもとに三つの小委員会ができたご紹介がございましたが、その中の「税制の基本に関する小委員会」、与党全体で一五名でございます。うち社会党が衆議院一人、参議院一人、計四名ということで、与党第一党として多数の参加をいたしております。この中に各党代表一名ずつで運営委員会がつくられておりまして、常時、会の持ち方、進め方について運営委員会で検討していくことになっておるところでございます。この小委員会の座長は、新生党の長野出身の村井仁さんでして、私がその副座長を務めているといたします。

これまでの経過でございますが、第一回が二月二十五日に開かれまして以降、税にかかわる基本認識を統一させるということで、税体

費税、さらにはその他の、たとえば納税者番号制の問題とか、そういう税制の基本になる周辺部分について、今のうちにきちっと国民の皆さん方の前に議論の経過を示して、ご理解を得ていこう、こういうことで進めているところでございます。

なお、ギャンブル課税について皆さん方、地方財政の観点からご関心があろうかと思いまして、若干コメントさせていただきますと、中央競馬、地方の公営競技、競輪、地方の競馬、モーターボート、オートレース、これらに対して娯楽税（仮称）という形で課税をしてはどうかという提案がございまして、これについて活発な議論をいたしました。

総体の議論で申し上げれば、やはり今、地方の公営競馬というのは大変不振である。事業的にも大変厳しいということで、この時点で課税を強化する、たとえば払い戻し金の七五%を七〇%に下げるというようなことになると、さらに退調を招くのではないか。これは大変問題である。ひとり中央競馬だけは気を吐いているけれども、地方は大変厳しいという現状認識が披瀝されまして、これについては大方の委員の意見は否定的であったと理解いたしております。

ただバチンコについては、庶民の娯楽とはいえ、大変な脱税の温床でもありますし、各段階において大変なもづけが出るということ

ことで、租税特別措置について議論することになっています。その間、有識者と言われる方からのヒアリングも行いながら、順次消

でありますので、これについては外形標準課税という形でも、パチンコ台一台につき二〇〇〇円ぐらいもらつたらどうだと。当然これは地方の財源になるんでありましょうけれども、これについては検討の要があるのでないかと。こういう議論が大勢だったような気がいたしました。

いざれにいたしましてこの議論はここで終わるわけでございませんで、これから議論として大いにその適否について議論をしていかなければならんと考えております。

スケジュールいたしましては、五月三一日までに小委員会で報告を出す。できれば小委員会ですつきりと一本の結論で親委員会のほうに上げたいと思いませんけれども、一本になるかどうか、ぎりぎりの努力が必要になるのじゃないかと思っております。親委員会はこれを受けまして、六月二九日、今国会会期切れまでに結論を出すということをございますので、このスケジュールに沿つて今後とも精力的に議論を重ねていくということでござります。

きょう皆さん方から出されますご意見については、親委員会・税制小委員会にも十分反映していくように努めてまいりたいと思っております。

経過報告を終わらせていただきます。

報告Ⅳ

社会党税制調査会

会長 日野市朗

私のほうからまず税調の作業について基調的なご報告を行いまして、後に税制改革指針案につきましては、事務局長を務めております細谷衆議院議員からご説明をさせていただきくという段取りでまいりたいと思います。

昨年七月の総選挙が終わりまして、わが党は政権の座につくことになりました。まさに自民党の恐るべき放漫經營による危機的な状況にある財政、これを引き継ぐことになったのであります。

政権交代が行われましてすぐに予算のシーリングが行われ、そこで財政状況の子細な点検をいたしました。その説明を各党の政審会長たちがずっと聞いたわけですが、そのときは民社党の中野寛成政審会長がうめくようになつたのであります。「もう、この相続、放棄したくなつた」。私も本当に同じような感じがいたしました。何しろ公債残高一八二

兆円、税収の欠陥見込八兆円というような状態でございまして、折しも不況は非常に悪い状況にあり、税の增收ということも見込めないような状態でございます。いうなれば本当にすっからかんの空財布に借用証ばかりぎつちり詰められて、それを引き渡されたようなものでございました。そういう非常に苦しむ状況で我々は政権を発足させたというやうなわけでござります。

このような財政の状態でございますけれども、私たちは政権を引き継いだ以上、この財政を運営してまいらなければなりません。
一回にわたる景気対策を行つてまいりました。そして平成六年度予算にも景気対策の予算は組んでおります。しかし、景気の回復は決して思わしくありません。最近に至つていくぶん景気が上向いた兆しが見えるような報道もなされているわけですが、決してこれは

景気が上昇していると確信が持てるような状態ではございません。またたとえ景気が回復したとしても、わが国が数年前に味わったような好況、好景気、これを味わうことができるような状態にはならないであろうと私は思います。

大量生産・大量消費によって支えられてきた日本の経済は、大きくその構造を変えようとしているのであります。もはや大量生産による個性的な生産と個性的な消費、そういうべあいに経済の主な流れは向かいつあります。

ところが、それに向けての産業構造の転換には十分になされているとは思われません。景気が回復しても、かつてのような税の自然増収が期待できるような状況ではないと考えております。

このような状況にあっても、なお景気対策とか、物価調整の目的からする所得税の特別減税を行わなければならないという状況であります。その財源として公債を発行するならば、その償却財源を考えなければなりません。また急速に進む高齢化社会に向けて、福祉財源も我々は重い課題として対処していくなければならぬのであります。

こうした状況下で社会党税調はあるべき税制の検討を行って、本日お示しいたしました

税制改革指針案を作成したのであります。作成にあたっては、一月の党大会における「公正な国民合意の税制改革」に関する方針。また一月一九日の関山政審会長談話、二月五日の村山委員長の「高齢社会福祉プログラム」など、党の方針や取り組みを踏まえて作成したことを申し添えておきます。

一言、税調の構成についてお話ををしておきたいと思います。会長一名、事務局長、事務局次長各一名であります。副会長は大蔵部会から二名、地方行政、予算、厚生、商工、建設、こういった税制と関連の深い部会から各一名を出していただきまして、すべての部会から二名ずつ出していくときまして、総会を構成しております。その運営は、事務局会議は定例会議が週一回、そして三役会議も原則として週一回であります。そしてこの三役会議には会長、副会長、事務局長、事務局次長が参加をいたします。そして隨時総会を開催をする。こういう構成と運営になっております。

わが党は社会民主主義の党であり、社会民主主義にとってめざすべき最大の理念の一つは公正・公平という価値觀です。そして公正

・公平な社会を築くための手段、それはまさに税制であります。野坂国対委員長を座長とする税制協議会において、社会民主主義政党たる社会党の真価を示すべきときであって、

に、今後具体的に税制改革に取り組むための基本的考え方について問題提起するものであります。本日の討議を経て、その成果を尊重して試案を作成し、さらに党内の機関の討議を経て、成案を得たいと考えております。

その間、細川總理による国民福祉税の構想が出されたのですが、わが党はこれを撤回させました。その理由は指針案に述べられているとおりですが、それに伴って与党第一党としてのわが党は、その対案を作成するべき責務を負ったということを我々は銘記しなければならないと思います。

現在与党内に「福祉社会に対応する税制改革協議会」が設置されて、今小委員会の担当者からご報告がございました。この税制協議会は、わが党の野坂国対委員長が座長を務めて、協議会の中の三つの小委員会が置かれて、わが党の議員がその場で活発な活動を行っているところであります。

この指針案はその表題からも明らかなよう

すことが今必要であると考えます。（後掲）

税制調査会の考え方は指針案の説明に譲ります。基本となつたものをご説明申し上げておきます。

我々が考えている税制の中心は所得税であります。所得税の分野で不公平を是正していく。そして法人課税の点検、総合課税など、なすべきことは非常に多いのであります。しかし現下の最大の不公平は、サラリーマンの所得税にあると考えられます。したがってサラリーマンの所得については制度として所得税減税が行われなければなりません。所得税減税を行えば税収は減少いたします。しかも高齢化は急速に進み、稼働人口は減少をする一方であります。先ほども話が出ましたが、高齢化と同時に少子化、子どもや若者が少ないとという状況が今深刻に進んでいるわけであります。いつまでもこのサラリーマンの所得税に依存することはできないのであります。このような中では、所得税を税制の中心に据えながらも、まず資産税を充実していくこと、さらに応能負担原則の尊重、税収の安定化の確保、経済の国際化への対応、地方分権の推進などを総合的に勘案して、消費課税にも着目しなければなりません。所得、資産、消費の各段階でのバランスのとれた税制が必要とされるやうだらうと考えます。この点

については皆さんの真剣な討論をお願いしたいと考えております。

我々はこの指針案の中で多くの不公平税制を是正するための提案をしております。しかし皆さんにご注意いただきたいことは、すぐ何でもできるのではないということです。

たとえば行財政改革、これは我々は進めなければなりません。これをやる、だからほかの面で税を上げることを許してもらいたい、

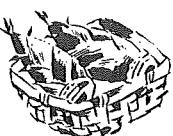
いうことをやっているわけですが、この点についても先ほど田口さんから話がありました

が、一朝一夕にできることではない。また不公平税制是正のために、たとえば利子配当課税、これが分離課税になつていてのを総合課税化していく、ということは非常に重要な目標であります。しかし、これを総合化するということ自体が一朝一夕にできることではないであります。そういうことは十分にご理解をいただきながら、まず一步を進めていくという姿勢が今必要ではなかろうかと私は考えております。

最後に、この指針案を皆さんに読んでいただく前に、指針案については何人もその内容を知り得ないようについてで厳重な報道管制を敷いていたのであります。残念ながら新聞のスクープするところとなりました。我々から見れば非常に不本意な見出しが新聞紙上に踊りまして、多くの誤解を招いたり、

皆様にもご迷惑をおかけしたと考えております。この点は税調の管理の不十分でございました。真摯なご討論をお願いしたいと思

います。ありがとうございます。
(会議より収録・文責—政策資料事務局)



社会党税制調査会 「税制改革指針案」について

日本社会党税制調査会

会長 日野市朗

4 社会党は、一月一～二二日開催の全国大会において、別掲のような「公正な国民合意の税制改革」に関する方針を決定しており、また、村山委員長は二月五日、「高齢社会福祉プログラムの骨格」を記者発表しているが、本「指針案」はこれらを踏まえたものである。

1 周知のように、連立与党は、高齢化社会の国民負担や税制のあり方、減税財源や新税創設などを検討するため、二月二三日、

「福祉社会に対応する税制改革協議会」（座長＝野坂浩賢・社会党国会対策委員長）を発足させ、同協議会内に設置された三つの小委員会において、それぞれ五月末

日までに一定の結論を得るよう、活動を進めている。

2 社会党は、与党第一党の重責を踏まえ、これに対応するべく、政策審議会内の高齢社会福祉プログラム特別調査会、行財政改革プロジェクトチーム及び税制調査会の三つの機関において、党としての政策等を取りまとめるための活動を並行的に進めていところである。

3 今後の党税制調査会としての検討の具体的な段取りとしては、党高齢社会福祉プログラム特別調査会等との連携を図りつつ、「指針案」に盛られた検討課題について議論を深め、「税制改革試案」の作成、「試

での党の方針や取組み等を踏まえつつ、今後具体的な検討を進めるに当たっての「税制改革指針案」を取りまとめた。

本「指針案」については、四月八十九の両日、東京で開催される党全国政策審議会長・政策担当者会議に報告し、これをもとに意見交換を行い、その結果を踏まえて、具体的な税制改革案の検討を進めていく考え方である。

したがって、本「指針案」は、社会党政策審議会としての税制改革案、またはその骨子というような性格を持つものではない。

このような基本的な立場から、応能負担原則の尊重、税収の安定性の確保、経済の国際化への対応、地方分権の推進――等を総合的に検討する中で、所得・資産・消費のバランスのとれた新時代にふさわしい税体系の構築をめざしたいと考える。

化を見据えるなら、所得・資産・消費の三つの課税分野のうち、資産・消費課税の比重は相対的に高まらざるを得ないとの認識を示してはいるが、最終的な判断は、国民

が納得しえる使途の明確化や、それを安定的に支えることが可能な財源論等々の諸点からも総合的な検討を深めて、責任をもつて行いたい。

位の税制改革を進めていかなくてはならない。このような考え方立ち、今までの方針としては、この問題は、税制だけでなく社会保険料や個人負担（狭義の受益者負担）についてもあわせ検討すべき問題であることに、十分留意する必要がある。

一九九四・四・八

社会党税制調査会「税制改革指針案」

— 税制改革をするための論点整理 —

—はじめに

連立与党第一党として社会党は、今後の高齢社会を安定的に支え得る国税・地方税を通じた安定的税制度の確立に向け、重大な責任を有する。

租税制度は、何よりも国民に支持されてこそ十分機能する。税制の在り方について、国民の声を聞き、現在の税制の何が問題で、何をどうすればよいのかについて、民主的プロセスの下で議論を深めることが必要となる。

見直しの視点としては、今後の福祉と財源

二 減税と国民生活優先の景気刺激策

の在り方、税をめぐる不公平の是正、バランスのとれた税体系、地方分権の趣旨に叶う税制改革などであるが、何よりも国民自身が受益者でありかつ負担者となるだけに、国民本

II 与党の重責が生んだ九四税制改正の成果

— 信頼回復の確かに一步=税をめぐる不公平は正の実現

自民党時代に既得権益化していたものを「国民の視点」に立って見直した。

代表例：公益法人課税、交際費課税の適正化、使途不明金への制裁的課税
マスコミ等旧非課税七事業に係る事業税の撤廃 等々

① 社会党は、一昨年来、早期景気回復及び物価調整減税の必要性の観点から、大幅所得減税の実現に取り組み、具体案も提起してきた。結果的には定率方式となつたが、

党的主張は約五、五兆の大型減税として結実した。

定率方式ながら頭打ちを設けることで、高額所得者に過度の優遇とならない措置を講じるとともに、まとまって返ってくる景気対策の趣旨は十分生かされる成果をあげることができた。

② 景気浮揚策として要望の強かった土地・住宅税制の改正については、土地基本法の理念を踏まえつつ、バブルの再燃を防ぎ、

土地の有効活用を促進するための地価税や土地譲渡益課税の軽減など、各種改正を実現した。

三 毅然たる態度で「国民福祉税」構想の撤回を

消費税の焼き直しにすぎない「国民福祉税」には――

◎民主的手続の欠落（国民的な議論の必要性を無視）

◎消費税の致命的欠陥について具体的な改革案を示していない

◎実態の伴わない福祉税構想（減税財源の捻出策にすぎず、名称詐称に近い）

◎安易な七%増税措置の判断（景気回復による自然増収等も考慮すべきであり、また、大衆増税の前に、行革も含めた歳出構造のリストラ「青写真」が不可欠）

◎地方分権への無理解（自治体の自主税源拡充策を無視）

等々の問題点があり、国民生活優先の連立政権に期待されていた税に程遠かった。

社会党は、連立離脱辞せずとの毅然たる態度をとることで同構想を撤回させた。与党第一党の影響力があればこそといえるが、同時にそれは、代案づくりの責任を負う立場を選択することでもあった。

四 改正を主導した党の先見性

社会党が提唱してきた「暮らし重視」政策の多くが、今次改正で日の目をみた。

① 自立と社会参加を前提とする高齢者・障害者等が安心して暮らせる施設づくり

② 通勤地獄解消に向けた快適通勤対策

③ 高齢者雇用継続給付及び育児休業給付

に関する非課税措置 等々

III 国民的な税制改革協とするために、わが党の果たすべき役割

◎消費税の致命的欠陥について具体的な改革案を示していない

◎実態の伴わない福祉税構想（減税財源の捻出策にすぎず、名称詐称に近い）

◎安易な七%増税措置の判断（景気回復による自然増収等も考慮すべきであり、また、大衆増税の前に、行革も含めた歳出構造のリストラ「青写真」が不可欠）

◎福社会に對応する税制改革協議会（座長・野坂社会党国対委員長）を設置することになった。

この協議会は、福社会のビジョン、高齢化社会の国民負担や税制の在り方、減税と公平な税制イコール民主国家の証」ともい

その財源について、新税創設も含めて協議し、年内の国会で関連法案の成立を期す。その際、経済情勢・財政事情を勘案しつつ、行政改革や不公平税制の是正、所得・資産・消費の三分野のバランスのとれた税制改革、消費課税欠陥是正等も協議する一等々の課題を掲げている。

① 社会党が他党に先駆けてめざしてきた「国民本位」の税制理念の実現を期すべく、与党の一員（現実的かつ政策的な優位性があれば実現し得る立場）として積極的に対応していくことはならない。

② 徹底した不公平税制の是正、総合課税化の確立、現行消費課税の欠陥是正など、党税調がこの間提起してきた改革の実現に全力をあげる。

③ 社会党にふさわしい福祉ビジョン及び行政改革の具体案が急がれる所以であるが、福祉ビジョン等の内容如何では、間接税による財源調達は避けられない。

④ 福祉行政に占める自治体の役割の重さからも、地方の自主税源として、間接税を充実させていくことが不可欠の要素になる。

⑤ 国民の利益のために役立てるという税制本来の機能を取り戻すために、税制改革協の論議は行われるべきである。「公平な税制イコール民主国家の証」ともい

える。「公平・公正」を掲げる社会民主主義勢力の真価が問われる場で、主体的に取り組まねばならない責務を、わが党は有している。

IV 党税調の基本的な方向性

抜本税制改革に当たってのわが党の基本的な方向性は、政府税調の「中期答申」が発表された折（93年11月19日）、関山政審会長談話として明らかにし、さらに、九四年度税制改正の「基本方針」として議論してきたが、これらの大要は、以下の諸点に整理できる。

- ① 政府税調の答申は、世代を通じた税負担の平準化問題など、避けることができない社会構造の変化に対応するべく時代を先取りする考え方も盛り込まれ、評価すべき点もある。しかし、高齢社会を支える税制の構築は不可避としても、なぜそれが、消費税の引き上げによる直間比率の見直しに頼らざるえないのか、十分な説得性はない。
- ② 現行消費税を前提とする税率アップは認めない。
- ③ 応能負担の所得税に代表される垂直的公平と、水平的公平及び景気に中立的な機能を果しうる間接税とをベストミックスさせたバランスのとれた税体系の実現

は時代の要請。

④ 所得税の税率段階の簡素化は、資産性所得への適正課税（総合課税の追求）及び勤労者の中に格差をもたらしているフ

リンジベネフィット（企業が従業員に対して行う付加給付）課税の進捗状況等に応じて行うべき。

⑤ 税をめぐる不公平のは正や歳出構造のリストラ等を図る中で、抜本改革の環境整備を進める。その信頼に醸成された新しい土台の上で、高齢社会を展望した福祉ビジョンづくりと並行しつつ、逆進性緩和をはじめとする消費税の改廃を含む

抜本改革論議に真正面から取り組む。

⑥ 自治体が高齢者福祉等のサービス主体となっている実態からも、地方税源の拡充・強化は今日的課題。地方分権の推進へ、自治体財政の安定化に寄与しうる税体系の構築も、抜本的改革の眼目に。

二 所得・資産・消費のバランス論

わが党は、応能負担原則の尊重、安定性の確保、経済の国際化への対応、地方分権の推進一等を踏まえ、税と社会保険料のバランスにも配慮しつつ、所得・資産・消費のバランスのとれた新時代にふさわしい税体系の構築をめざす。

① 先般の抜本改革が標榜したのは、所得・資産・消費のバランス論であったが、当時の自民党政の狙いは消費課税の充実にあった。しかし、消費税のもつ欠陥のため、消費課税の役割についての理解が国民の間に十分浸透しているとは言い難い状況にある。

② 所得税については、わが国の税体系の中で基幹的役割を担うものとの位置付けを堅持しつつも、今後の高齢社会を展望

める前に、政府自らの歳出削減・効率化努力も重要な課題となる。

② 現時点においては、福祉ビジョン及び行政改革プログラムについての論議は煮詰まっているとはいえないが、税制についての議論は、行政改革・不公平税

V 党税調が考える税制改革の筋

一 福祉ビジョン及び行財政改革プログラムに対応する改革

① 福祉ビジョンを安定的に支え得る税制であるべき。つまり、「給付水準」の提示があつて、その後、負担論が出てくるのは当然の帰結。また、国民に負担を求

するとき、生産年齢人口の減少及び景気変動の影響を受けない安定的な財源確保の必要性等の諸点から、比重は相対的に低下していかざるを得ない。

(3) 所得・資産・消費のバランスを考えて

いく上で、資産課税の適正化も極めて重要である。この関連で、利子・株式譲渡益等の総合課税化の問題の検討が必要であるが、そのためには納税者番号制度の導入が前提となる。しかしながら、その実現に向けては、国民の合意形成だけでなく、システム化も含め、導入になお時間を要することも念頭におかなくてはならない。

利子・配当所得や株式譲渡益等に関する現行分離課税の不公平な面もあるが、徴税コスト（総合課税化は必然的に確定申告を伴う）及びこれらの所得の特性に応じて確実に課税できる等の利点なども視野に入れ、与党の立場からは冷静な判断が求められる。

いずれにしても、総合課税化の論議の要点は、財源確保策ではなく、実質的公平の確保による納税者の税制への信頼回復にあることを銘記したい。

(4) 資産課税の適正化の観点からは、土地に対する課税も重要である。土地基本法の basic 理念を踏まえ、長期的視点に立つ

て地価高騰の再発を抑止する観点からも、土地譲渡益課税を含む現行の土地税制を堅持する必要がある。土地の資産としての有利性を減殺するために、地価税の役割はなお大きい。

現在は、地価税と固定資産税などに分立している土地保有税制については、固定資産税の土地評価の適正化等を勘案しつつ、あるべき姿を追求する。

(5) 所得・資産・消費のバランスを考えると、所得税の基幹税としての役割は変わらないものの、結果として、資産・消費課税の拡充に向かわざるを得ない。

(6) 高齢社会を視野におくとき、世代間を通じた負担の平準化への回答を如何に税制で仕組むかが問われる。

勤労世代の減少問題等だけでなく、所得捕捉の困難を伴いがちで、勤労世代に負担が偏る稼得段階課税より、支出段階に着目した消費課税に比重が移行していくのは時代の要請ともいえる。

(7) 新税創設に伴う費用対効果の点も含め、欠陥部分を是正した消費税（名称変更の問題はあるが）を、消費課税の主役に据えるかどうか、福祉ビジョンの議論とあわせて検討を深めることも、与党第一党の責任である。

(8) 収入に応じて稼得段階で課税される所

得税に比して、消費課税には、国民の選択に応じて課税が行われるという利点がある。そうした利点をできる限り活かすとしても、選択の余地の狭い（国民生活の基本的な部分に係る）飲食料品に対する軽減税率等の採用が検討課題となる。ただし、複数税率を可能とするためには、インボイスの採用と併せ、還付問題に対処する現実的な手法についても検討しなければならない。

三 恒久減税のあるべき姿

(1) 国民の支持を得られる内容に組み替え

た上で、「特別減税」の規模を維持する。

(2) 課税最低限の適正水準への引上げと、税負担の累増感の強い所得階層の負担軽減を図る税率適用区分（ブレケット）の改善を組み合わせて行う。

ただし、財源等との兼ね合いで、前者、後者のいずれに比重をおくか判断が求められるし、所得税を負担していないう者は、対する歳出面の手当も必要となる。

(3) 課税最低限については、基幹的な控除である給与所得控除及び基礎控除のアップを中心に適正水準に引き上げるが、税体系全般からみて整合性を保ちうるものとすべきである。なお、住民税に関しては、地域会費的なこの税の性格に鑑み、

国税並びの課税最低限等の引上げは行わない。

税率適用区分については、最低税率適用ブロックの幅の拡大を図りつつ、住宅・教育等の負担がかかる中堅所得者層に配慮した見直しを行う。

最高税率の見直しは、総合課税化やフリンジベネフィット課税等の問題にも留意しつつ慎重に検討する。

④ 物価上昇に見合つて自動的に所得税の負担軽減を行う制度であるインデクセーションの導入に取り組む。

四 法人税改革

① 自己完結論の明確な提起（法人税減税の財源は法人税の見直しで）

地方税分を含めた法人税の実効税率は約五〇%となっており国際的にみて高水準。わが国経済の安定成長化、国際化が進展する中で、企業の活力を維持し、ひいては国民経済全体の活性化を図ることが求められている。

法人税率については、社会保険料負担の国際的動向も考慮に入れながら、中期的には、これを引き下げる方向で検討を進めることが必要となっている。ただ、その財源は租税特別措置及び引当金の見直しなどを通じた課税ベースの拡大によ

り確保すべきである（したがって、今回実施された法人特別税及び自動車暫定消費税率の廃止・見直し分の財源を大衆課税に求めるることは許されない）。

② 租税特別措置法の問題点と対応

政策誘導税制としての租特の役割を党は肯定。しかし、従来は自民党長期政権の下で、利益誘導手段として既得権益化しがちであったのが実態である。

税制の公平・中立といった観点から、九四年度改正に引き続き、今後ともいつそうのスクランブル・アンド・ビルトを貫き、措置の内実を高める。なお、一定期間経過後は延長せず廃止する仕組み（サンセット方式）の導入も検討する。

③ 引当金に対する認識の整理

引当金制度は企業会計の費用収益対応の考え方（当年度収益に対応する費用は、実際に払つていなくても、これを見越して控除することにより、正しい所得計算が保証される）から本則上認められてるものであり、租特といった政策税制と同列に考えるべきではない。

したがって、その趣旨・利用実態等を踏まえて点検を行い、実情に応じた繰入率等の見直しの必要はあるが、「所得減税の財源が足りない」からといったような発想からの廃止・縮減は行わない。引

り確保すべきである（したがって、今回実施された法人特別税及び自動車暫定消費税率の廃止・見直し分の財源を大衆課税に求めるることは許されない）。

五 消費税の改革

税制の「生命線」は透明性に担保された公平・公正にある。現行の消費税は逆進性や国庫不入（いわゆる益税）等の問題をはらみ、国民的な批判が強かった。当面、次のような改善に取り組む。

① 有効かつ現実的な逆進性緩和措置の検討

② 免税点、簡易課税、限界控除等の実態に即した見直し

③ 納税コストにも配慮した日本型インボイスの検討

④ 事業用消費（交際費等）に係る仕入れ税額控除の見直し 等々

⑤ 以上の課題をクリアした上で、消費課税の役割を認識しつつ、抜本的な税制改革の一環として、その改廃も含めた位置づけや目的税化の是非等に関し、展望をもった責任ある判断をしていく。

六 地方自主税源の拡充＝高齢社会対応税制の要諦

① 高齢社会が進展するなか、地域福祉の

充実、住み良い生活環境の整備（ノーマライゼーション社会の前提）などの業務を担う地方自治体の役割と責任はますます高まっている。

② 地方団体の役割の増大、それに伴う財政需要の増加に対応しつつ、かつ、地方分権を念頭に置いた税財政システムを組むとした場合、地方団体の支出増を防ぐため、自主税源の割合を相対的に高めていく改革が不可欠といえる。

③ 地方税における直接税の比率は九〇%。とくに都道府県段階の法人所得課税依存度は四五～四六%（国税では三〇%程度）と際立って高い。この法人所得課税収入は、景気の変動によるフレが大きく、教育・福祉・生活環境基盤整備など生活密着型で安定的な歳入を賄うべき都道府県の収入としては、その脆弱性を指摘せざるを得ない（産業の空洞化の打撃を正面から受けるのは実は国ではなく地方）。

このため、その安定化に向けて地方法人所得課税の在り方を見直すとともに、別途安定財源を確保する必要がある。

④ 福祉ビジョンの結論を待ちたいが、いずれにしても、地方団体の福祉の財政需要を的確に把握する中で、仮りに介護等の福祉を重視するなら、そのサービスの実施主体である自治体の自主税源の確立、

すなわち地方を重視した消費課税（間接税）の充実なくして、「仏に魂を入れる」ことにはならない。

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成

▼社会党政策資料集成



一九四五年の結党から一九九〇年
一月の総選挙までの、社会党が提出
した主要な政策、法案を網羅四百數十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に整理し、
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和論争、安保国会、公害国会、反
インフレ国会など、社会党が政府自民党と対決した政策の資料
集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、
中小企業政策などで政策提唱の先駆的役割をはたしてきました。本
書は政策活動面からの社会党史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
二五回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開
くための構築課題である。

休載・B5判 上製 化粧函1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

資料



一二九回国会

可決成立した「日切れ法」等解説

三月二十九日の参議院本会議において「日切れ法」（年度内に成立しないと国民生活に支障がでるとされる法律）など一八件が可決成立した。

その法律、および承認案件の解説を掲載した。

を維持するよう努めること。②恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。③恩給の最低補償額については、引き続きその引き上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。④恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。⑤外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。⑥戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。⑦恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。

3 日切れ扱い

高齢な受給資格者に配慮し例年年度内成立を図ってきており、今年度も一日も早く法案を成立させることができたと判断し、日切れ扱いとした。なお、從来翌年度四月実施されていた厚生年金再計算に伴う寡婦加算及び遺族加算の年額の引き上げ実施時期を、半年前倒して実施一〇月から実施することとしている。

〈地方行政〉

1 要旨 「恩給法等の一部を改正する法律案」

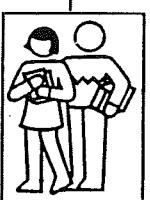
①恩給年額を一九九四年四月から一・八三%引き上げる。②寡婦加算及び遺族加算の年額を同年四月から引き上げ、同年一〇月から更に引き上げる。③扶養家族加給及び不要遺族加給の年額のうち、三人目からの加給年額を同年四月から引き上げる。

2 付帯決議

①恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給付水準との均衡

「消防施設強化促進法の一部を改正する法律案」

1 立法の趣旨と日切れの理由



人口急増地域においては消防施設の整備が急務であり、昭和四九年

度から本法により該当施設に係る国庫補助率の嵩上げを行っているが、五年毎に更新している本法が平成五年度末で期限を迎えることによる改正である。

2 法律の要旨

人口急増地域における消防施設に対する国庫補助率に対する嵩上げ特例を平成一〇年まで延長する。

なお補助の概要是、①住民基本台帳人口が三千人以上かつ六%以上

増加した市町村及び前年度において人口急増地域であった市町村に対し、②防火水槽、消防ポンプ自動車、消防無線、小型動力ポンプ付き水槽車、化学消防ポンプ車、はじご付消防ポンプ車を対象に、③通常の国庫補助率 $1/3$ を $1/2$ （政令指定市及び財政力指数が一以上の市町村は $4/10$ ）とする。

3 解説

本法律案の意義については全会派とも異論はなく、満場一致で可決成立した。

「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」

1 立法の趣旨と日切れの理由

大幅所得減税に対応する個人住民税の減税及び地方諸税の改正のための地方税法の改正と、大幅個人住民税減税に伴う地方税収減を埋めるための地方債の特例措置を創設するために地方財政法の改正を行うことが趣旨である。住民税制は前年度所得に応じて課税額が住民に通知されて納税を求める方式であるため、税制改正の遅れは納税通知書の発行準備（地方税減税の手続き）に支障をきたす。また不動産取引税など、取引が発生した時点で処理されるものについては、特例措置の改廃が遅れると回復が不可能となることから日切れであることが望まれる。

2 法律の要旨

成田空港の設置による空港周辺地域の公共施設の計画的かつ総合的な整備の必要から、関係自治体の財政負担を軽減するために国の財政上の特別措置がとられているが、なお未完了の工事が残っており、さらには新たな事業の追加が必要となっていることから法律の有効期限を延長する改正である。

2 法律の要旨

法律の有効期限を平成一一年三月三一日まで延長する。

3 解説

成田空港をめぐっては、その建設が地元住民の強い反対の中で強行され、その後も強い抵抗闘争が続いてきた。このため社会党はこれまで、本法律の成立及び適用延長に反対してきた。しかし最近になって地元住民と国、公団の話合いが軌道に乗り、また国際空港としての成田空港の意義も一層高まっていることから、本法律案は全会一致で可決成立した。

「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案」

1 立法の趣旨と日切れの理由

①平成六年度に限り、個人の道府県民税及び市長村民税の所得割の額を二〇万円を限度に二〇%減税する。当該減税の方法を、普通徴収では六月納付分から控除することによって、特別徴収では六月と七月の徴収を行わず残余の額を一〇カ月で徴収することによって実施する。

②個人住民税に係る非課税限度額を二五万円から三四万円に引き上げることとともに、特定扶養親族控除の額を三万円引上げる。

③無所得者（生活保護受給者、障害者、未成年者、老年者、寡婦を除

くの非課税措置を廃止する。

- ④ 法人住民税の均等割額を、道府県民税にあっては資本金の区分により一万円から五万円引き上げ、市町村民税にあっては同一資本金額の区分でも従業者数が五〇人を超える事業所について一万円引き上げる。
- ⑤ 宅地及び宅地比準土地の不動産取得税の課税標準を、平成六年において価格の二分の一に、平成七年において三分の二に緩和する。
- ⑥ 特定フロン等の代替物質を使用する洗浄施設・冷蔵施設及び第一種電気通信事業者の電気通信ネットワークの高度化のための電気通信回線設備に係る固定資産税・三大都市圏の特定市の市街化区域農地で一定要件を備えるものに係る固定資産税・都市計画税等を特例減額する。
- ⑦ マスコミ等七事業に係る事業税・信用金庫・信用協同組合・労働金庫等が所有する事務所等に係る固定資産税・都市計画税等、一七件の特例の廃止、三二件の特例の縮減合理化を行う。
- ⑧ 法人税・法人事業税の減額更正に関し、繰越控除制度を導入し、還付加算金の計算の特例措置を創設する。
- ⑨ 個人住民税の特別減税等によって生じる減収を埋めるための地方債の特例措置を創設する。

3. 解説

景気回復の観点からも国民的な期待であった大型の所得減税が求められ、その一環として個人住民税の減税が求められたが、これを恒久減税とするための財源をどこに求めるかの論議が決着せず、単年度の一括二〇%減税方式が採られ、この減税によって生じた税収源は減收補填債（赤字地方債）で賄われることとなつた。個人住民税の特定扶養親族控除は、教育費負担の軽減を意図するものである。無所得者に対する非課税措置の廃止は、バブル経済の崩壊による株式投資の損害から、膨大な資産を持ちかつ多額の各種所得がありながら「所得なし」として非課税となる者が続出したことから、地域共同体の「会費的な性格の地方税」という観点から見直しが行われたものである。

法人住民税の均等割課税の強化も「会費的な性格の地方税」という考え方に基づくものであり、赤字法人といえども上下水道の利用やゴミ処理などの公的サービスを受けるものであって、地域共同体の一員として、事業利益の多寡にかかわらずに最小限の負担を求めることがするものである。

課税特例措置の大量の廃止と縮減は、国税における租税特別措置の廃止と縮減に歩調を合わせたものであり、特例措置は必要最少限に抑えて判り易い税制を実現することを目指すものである。したがって、バブル崩壊によって滞留している土地を公的な観点から有効利用することなどに係る課税特例は新たに創設されている。

本法案について自民党は不動産取得税の特例強化等を求めて反対した。しかし税は軽減さえすれば良いものではなく、所得、資産、消費の各税のバランスとともに論じられるべきものであり、反対は自民党だけに止まつた。

「地方交付税法等の一部を改正する法律案」

1 立法の趣旨と日切れの理由

ナショナルミニマムとしての基準財政需要額の算定方法を見直し、景気の後退と大幅所得減税で生じた自治体収入の落ち込みに伴う基準財政収入額の算定方式に特例を設け、地方交付税財源の特例を規定する。今年度は景気の後退による税収減と大幅所得減税の影響により、とりわけこの法改正が重要であった。本法律案は予算関連法案であるが、多くの自治体の予算が地方交付税を前提として編成されており、本法律案に修正が生じると地方財政に多大な影響を与えるものであることから、その年度内成立（日切れ扱い）が強く求められるものである。

①平成六年度分の地方交付税の総額を法定五税に係る交付金額に、一六〇億円及び交付税及び譲与税配布金特別会計借入金一兆九、一七九億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額二、一三七億円を控除した一五兆五、〇二〇億円とし、当該措置により先送りされる繰入額は平成一二年度から平成二二年度までの地方交付税に七、八八〇億円を加算することとする。

②基準財政需要額の算定方法を改正し、主体的な地域づくり、地域福祉の充実、教育水準の向上、住民生活の質的向上のための社会資本の整備、環境づくり、農山漁村及び森林・山村対策、国際化及び地域文化振興等に要する経費の単位費用を改定する。また基準財政需要額の測定単位に高齢者保健福祉費を新設する。

③個人住民税の特別減税等に伴い、赤字地方債の発行を禁止する原則にかかるわらず、平成六年度に限って減税補填債（赤字地方債）により調達する金額を基準財政収入額として見積もることとする。

3 解説

個人住民税の減税によって交付税算定の基礎である基準財政需要額は大幅に減となるが、当該減税に伴う減税補填債（赤字地方債）によって補填されるものとされた金額は地方交付税の算定に当たっては税収があつたものとみなして算定し、地方交付税の原資は、所得税等の減税に伴つて減収となるが地方交付税特別会計における借入金を当然収入とみなして原資とすることとする特別措置を講じるものとしたものである。これは全て、国の責任で生じた自治体の減収を自治体の責任に転嫁しないための措置である。しかしこれらは、引き続く減税財源論議によって補填されねばならないものであり、この財源論議が成功しなければ地方財政の混乱を生じることとなるものである。その意味で、与党で行われている「福祉社会を推進するための税制改革」の協議の行く末がポイントとなるものである。

自治体の単独事業が一層充実されると共に、国の補助金等の整理合

理化が進められた。これに伴つて地方交付税の単位・単価が見直されねばならず、そのための基準財政需要額の算定方法が改正された。とりわけ福祉、教育、環境、農山漁村対策、地域文化振興等の経費について算定基準が大きく見直された。また、高齢福祉社会を前提に、高齢者保健や高齢者医療から高齢者分を分離し、「高齢者保健福祉費」を測定単位として独立させたことが注目される。

この法案については、地方財政の健全化の観点から昭和五九年に地方交付税特別会計の借入れは行わないことと反対するとして共産党が反対したが、大幅減税の実施と一体のものとの認識の下に可決成立したものである。

〈法務〉

「裁判所職員定員法の一部を改正する法律案」

1 骨子

(1) 立法の目的

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加する。

(2) 法律案の概要

判事補の員数を一〇人増加し、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二五人増加する。

2 解説

近時、裁判所では、民事訴訟事件、破産事件、民事執行事件を中心とし、事件が急増しており、これらの事件を適正かつ迅速に処理する必要があり、また、司法修習生の増加に伴い司法修習体制を充実させる必要もあるため、判事補、書記官、事務官の増員を図る要求を最高裁よりしたところ、特に大都市部における不動産執行事件の処理への必要

性の観点から、最高裁要求の通りの増員が認められた。

算において見込まれる租税収入の減少を補うため、同年度において特例公債の発行を行うことが出来ることとする。

法案の要旨

政府は、財政法第四条第一項ただし書きの規定により発行する公債（建設公債）のほか、次の租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することが出来る。

①九四年分所得税の特別減税実施による所得税収の減少②相続税減税の実施による相続税収の減少③法人特別税の廃止による法人税収の減少④普通自動車の消費税率の特例廃止による消費税収の減少。

本法律案による公債の発行額は、三兆一、三三八億円。

立法の趣旨

九四年度における国の財政收支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、各種制度の運営に支障が生じない範囲の特別的な措置として、国の会計間の繰入れ等に関する措置を講ずる。

法案の要旨

①国債整理基金特別会計への定率繰入れ等の停止（三兆八四九億円）②自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ（八、一〇〇億円）③一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の特例（七、五〇五億円）④国民年金国庫負担金の平準化措置による九四年度の加算額に係る一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例（二、〇八二億円）⑤政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例（一、二〇〇億円）⑥雇用保険事業に係る一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例（三〇〇億円）⑦造幣局特別会計からの一般会計への繰入れ（一億円）

「相続税法の一部を改正する法律案」

立法の趣旨

最近の地価高騰と累進構造があいまって顕著に高まっている相続税の負担を軽減するため、所要の措置を講ずる。

法案の要旨

税率適用区分の拡大（二三段階→九段階）課税最低限の引上げ（定額控除は四、八〇〇万円→五、〇〇〇万円。法定相続人比例控除は一人当たり九五〇万円→一、〇〇〇万円）配偶者の税額軽減措置の最低保障額の引上げ（八、〇〇〇万円→一億六、〇〇〇万円。）等。

「酒税法の一部を改正する法律案」

立法の趣旨

「平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案」

立法の趣旨

九四年分所得税の特別減税の実施等により、九四年度の一般会計予算において見込まれる租税収入の減少を補うため、同年度において特例公債の発行を行うこととする。

法案の要旨

税負担の適正化を図るため税率の引上げを行う。（一リットル当た
りビール二〇八、八円→二三二円、清酒一五度一三三、七円→一四〇、
五円等） ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を六〇キロリッ
トル（現行二、〇〇〇キロリットル）に引き下げる。等

「租税特別措置法の一部を改正する法律案」

法案の要旨

一 土地・住宅税制関係

(1) 土地税制の改正

①土地の長期譲渡所得に対する軽減税率の適用対象の拡充（業務用を
含む優良建築物の建設事業のための土地等の譲渡等） 「法人の場合は、
一〇%追加課税を行わない。」

②特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例の拡充（企業の長
期保有の土地等から既成市街地等以外の地域内にある建物・構築物・
機械装置への買換え等）

③地価税の特例の拡充（特定の都市計画駐車場の非課税等）

④一、五〇〇万円特別控除の適用対象の追加（民間デベロッパーに対
する一定の土地等の譲渡等） 等

(2) 住宅税制の改正

①居住用財産の買換え特例の譲渡資産の価額用件の引上げ（一億円以
下→二億円以下）

②住宅取得促進税制の所得要件の引上げ（二、〇〇〇万円以下→三、
〇〇〇万円以下）

③給与所得者等が住宅取得資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例
の適用期限の延長

④住宅取得資金の贈与に対する贈与税の特例についての特例計算限度
額の引上げ等（特例計算限度額五〇〇万円→一、〇〇〇万円）

二 相続税関係

(1) 小規模宅地等（一〇〇平米）についての相続税の課税の特例の
減額割合の拡充等

居住用宅地等または事業用宅地等（不動産貸付の用に供されていた
ものを除く）で居住または事業を継続する場合（居住用六〇%、事業
用七〇%→八〇%）等

それ以外の場合（六〇%または七〇%→五〇%）等

(2) 相続税の延納税額についての物納の特例の創設

延納相続税額の納付方法について、一定の要件の下に、相続により
取得した土地での物納を認める特例措置を講ずる。

三 租税特別措置関係

(1) 租税特別措置の新設・拡充

①特別措置の新設・拡充
・高齢者、障害者対応建築物につき五年間一〇〇分の二〇の割増償却
・いわゆる中小企業リストラ法に係る支援措置（中小企業等基盤強化
税制、試験研究関連税制の適用対象に追加。欠損金の繰戻し還付の
特例措置）

有限会社の最低資本金を満たすまでの出資の払込みに充てた利益配
当の所得税の非課税

・特定都市鉄道整備準備金の累積限度額の引上げ（工事費総額の四分
の一→二分の一）等

②特別措置の適用期限の延長

・中小企業の貸倒引当金の特例（二年延長）
・経済対策に係る投資減税措置（高度省力化投資促進減税及び中小企

業機械投資促進税制)の期限延長(九四年六月三〇日→同年一二月

三一 日) 等

32

(2) 税特別措置の整理合理化

・企業関係等の税特別措置について徹底した整理合理化を実施

① 税特別措置の廃止

・船舶の貸付に係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用

・工業用水道等への転換設備の特別償却

・店舗用建物等消火設備の特別償却

・中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却

・中小企業構造改善準備金等

・特定ガス導管工事償却準備金

等

② 税特別措置の縮減合理化

・一八項目について縮減合理化を実施

四 課税の適正・公平の確保

(1) 交際費課税の見直し

・資本金五、〇〇〇万円以下の法人の支出交際費について、定額控除枠以下の部分につき、一〇〇分の一〇相当額を損金不算入

(2) 使途不明金に対する課税

・法人の使途不明金に対し、通常の法人税課税に加えて四〇%の法人税を追加課税

五 その他

- (1) 個人事業者に係る消費税の確定申告期限の特例措置の期限延長
- (2) 登録免許税についての負担調整(九四年四月一日~九六年三月三一日 一〇〇分の四〇、九六年四月一日~九七年三月三一日 一〇〇分の五〇) 等

「平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案」

立法の趣旨

当面の経済の低迷を開拓するため、九四年分所得税の定率減税を実施する。

法案の要旨

(1) 九四年分の所得税額の一〇%相当額を所得税額から控除する。
(最高二〇〇万円)

(2) 実施方法

(1) 給与所得者: 一~六月の源泉徴収税額の一〇%を原則として六月に還付する。(最高一〇〇万円) 残りの減税額は、年末調整の際に控除する。(2) 公的年金受給者: 給与所得者の場合と同様の方法を探る。(3) 事業所得者: 確定申告時に一年分の減税額を控除する。また、七月、十一月の予定納税の際に減税を加味する。

なお、行政経費節減の努力と税制改革の実施を前提として、九五年分以後の所得税については、抜本的な減税を行う旨が附則に修正追加された。

「関税定率法等の一部を改正する法律案」

立法の趣旨

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、减免税還付制度等について所要の改正を行う。

法案の要旨

(1) 昨年九月の緊急経済対策に基づき、粗糖関税の引下げを行い、一

部の自動車用部品（ゴム製管・ベルト等）の関税の撤廃を行う。②織維産業の円滑な国際的展開を図るため、加工再輸入減税制度の減税対象品目の拡大及び減税方法の拡充を行う。③税関行政における規制緩和として、現在別許可となつてある保税上屋及び保税倉庫を統合して保税蔵置場とする。等

〈厚生〉

「児童手当法の一部を改正する法律案」

これまでの児童手当制度では、手当支給の財源に余裕がある場合に限り、児童のための福祉施設事業を行なえることとなつていていたが、今回の改正では、職場内保育・延長保育・乳児保育への補助、駅型保育モデル事業、在宅保育サービス事業、学童保育の充実、共働き家庭に対する子育て情報サービスの提供など児童育成事業の充実を図るために、児童手当支給のための拠出金（〇・九／一〇〇〇）に加え、新たに子育て支援のための拠出（〇・二／一〇〇〇）を一般事業主から徴収するものとした。確定した財源を充てることにより、子育て支援のための長期的な施策の展開が可能となつた。

拠出金は年度単位の告示であり、三月三一日までに翌年度の拠出金率を告示するため、一九九四年三月三一日までに成立、四月一日より施行する必要があつた。

本法律案は、三月二九日、参議院本会議において全会一致で可決され、成立した。

「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案」

今回の改正により、主として旧軍属、旧準軍属を対象に、戦傷病者

や戦没者の遺族に支給されている障害年金や遺族年金の額を、恩給の改善（基本額一・八三%引き上げ）、遺族加算の増額に準じて引き上げる（一九九四年四月と一〇月に分けて実施）。これにより、公務死亡した戦没者の配偶者、父母等に支給されている遺族年金、遺族給与金が現行の年額一八一万九〇〇円から九四年一〇月には一八五万七九〇〇円に、公務傷病による軽症者が平病死した場合の遺族年金、遺族給与金が同じく四四万五八五〇円から四六万五五〇円に引き上げられる。また、遺族年金の支給や障害年金の扶養親族加給の対象となる子や孫の年齢について、現行では一八歳未満となつてゐるが、国民年金などの改正に合わせて、一九九五年四月からは一八歳の年度末まで支給が行なわれることとなる。

本法律案は、三月一九日、参議院本会議において全会一致で可決され、成立した。

〈農水〉

「漁港整備計画変更」（承認案件）

漁港は漁業生産の基盤であり、水産物流通の拠点であるという重要性に鑑み、漁港法に基づき、漁港整備計画を定め国会の承認を受けて計画的に漁港施設の整備が図られている。

第八次の漁港整備計画は、一九八八年第一一二回国会において承認を受けたものであるが、九三年度をもつて計画が終了するため、第九次漁港整備計画として総事業費三兆円・六年計画で、最近におけるわが国の水産業をめぐる情勢の変化等に即応するよう、その全部を変更し、国会の承認を求めたものである。

その内容は、漁業と漁港施設の現状を基礎に、わが国周辺水域の高度利用等による漁業生産の確保、流通機構の改善、水産加工の振興、漁港の安全性及び快適性の確保並びに活力ある漁村の形成の観点に立

つて、重点的に漁港を重点的に整備するとともに、沖合漁業の根拠地として重要な漁港及び遠洋漁業の根拠地として重要な漁港を整備する計画である。

（商工） 「繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案」

（逓信）
「放送法第三七条第二項の規定に基づき承認を求める
の件」（承認案件）

現在、わが国の繊維産業は、長引く不況の中での衣料品の消費の低迷、輸入の増大等の厳しい環境に直面している。こうした環境変化に対応するため昨年一二月に通産大臣の諮問機関である繊維工業審議会及び産業構造審議会がとりまとめた「今後の繊維産業及びその施策のあり方」（新繊維ビジョン）は、メーカー・流通の連携によるマーケット・イン型（市場指向型）構造改善事業の実施、メーカー・流通・デザイナーの連携によるクリエーション促進型（新商品等の開発重視型）構造改善事業の実施、繊維产地の基盤機関としての役割を果たしている繊維リソースセンター等へのソフト面での支援の拡充等を提言したところ。これらを受けて今回、本年の六月三〇日に廃止期限が到来する繊工法に所要の改正を加えた上で、その廃止期限を五年間延長することとなつたものである。

法律案の概要は次の通り。

① 法律の廃止期限を本年六月三十日から平成十一年六月三十日に改正する。

② 法律の目的を改正し、繊維工業の構造改善だけでなく、繊維製品の流通も含めた構造改善が不可欠である現状に鑑み、その一体的構造改善を図ることとする。

③ 従来から対象となつていていた繊維工業者、繊維専門販売業者に加え、新たに総合流通業者、デザイナー等を施策対象とする。これにより、構造改善事業は効率化促進事業（運用弾力化）、情報化促進事業

（新設）、開発促進事業（新設）の三事業となる。

④ 繊維リソースセンター等を構造改善円滑化計画作成主体に追加し、これらが行なう構造改善円滑化事業に対し、ソフト面での支援を行なう。

NHKの九四年度予算・事業計画（案）について承認を求めた。

九四年度は、九〇年度を初年度とする五か年経営計画の最終年度として、諸計画の達成を目指すとともに、今後の事業展開に備える重要な年度と位置付けている。予算は、事業収入五、六六七億円（対前年比二・三%増）、事業支出五、五二二億円（同二・七%増）で、七億円の黒字を計上し、五か年計画最終年として計五二二億円の收支改善を予定している。

事業運営については、公正な報道とより豊かで質の高い放送番組を提供するとともに、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたり一層効率的な業務運営を推進し、視聴者に信頼され、かつ、創造性と活力にあふれた公共放送を実現していくこととしている。

事業計画については、①地上放送の充実、②衛星放送の強化、③ハイビジョンの普及促進、④映像情報の海外発信の強化、⑤国際放送の充実、⑥積極的・効果的な営業活動の推進、⑦視聴者との結びつきの強化、⑧放送の発展を図るための調査研究の推進、⑨業務運営の効率的な推進による要員・経費の削減、を重点においている。

なお、衆・参両院委員会で、新しい時代に対応した事業体制を求める等の附帯決議が採択された。

〈建

設〉

「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案」

奄美群島と小笠原諸島は、沖縄県と同様、共に戦後一定期間アメリカの軍政下に置かれ、復帰後も概要性の離島であるという悪条件もあり、本土との所得格差もまだ極めて大きい状態に置かれている。こうした状況を開拓するため、なお特別法に基づく措置が必要とされ、両特別措置法の五年間延長が決定された。

主な改正点は、奄美振興法では法自体の五年間延長のほか、①地域振興のための起債に対する特別の配慮規定を置く、②鹿児島県は、無医地区について診療所の設置を始め医療の確保に必要な事業を実施すると共に、国は特別の援助をすること③交通の総合的、安定的な確保に配慮すること④情報流通の円滑化、通信体系の充実に適切な配慮をすること⑤高齢者福祉の増進に配慮すること⑥教育及び地域文化の振興に配慮すること、等。

従来、公共土木に偏っていた、奄美振興事業に、医療、福祉、情報・通信、文化など、ソフト面の施策が新たに盛り込まれることとなつたのが特徴だ。

また、小笠原振興については、計画期間を一〇年間に延長することにも、①地方債についての配慮、②交通の確保について配慮すること③情報流通の円滑化、通信体系の充実に配慮すること、等となつていい。国会の審議のなかでは、奄美振興開発基金の充実、小笠原空港の推進などの附帯決議が付けられた。

国境 社会新報ブックレット を読む。90分で読む

第9回配本

環日本海圏の将来

隔ての海から結び合う海へ

環日本海社会党フォーラム編

あたりまえだよ男の子育て

育児休業一年間の体験記

鈴木政俊・圭子 解説・広岡守穂

■お近くの書店でお求めください。各500円(税込) △5判64頁

既刊! 好評発売中

■創意=山花貞夫・山口二郎・高木郁朗■金竹小の金と権力=伊藤博敏■これまでの社会民主主義=これからの中山博紀■政治の挑戦=社会党「93年宣言」作成会・筒井信隆■知事力語るニッポン分析=横路孝弘・橋本大二郎■93年激変=通立時代の社会党的選択=高野孟・安東仁兵衛■ミッタランとロカール=成沢宗男■社会が育てる市民運動=アメリカのN P O制度=岡部一明■夫婦別姓・家族をここから変える=福島瑞穂・千葉景子■リゴベルタ・メンチュウ/先住民族の誇りと希望=上野清士■国際でチャランケ・二風谷にアイヌとして生きる=萬野茂■いま、社会民主主義を選ぶ=世紀末ジャパンの労働と生活=根岸誠■社会本位主義を変える=奥村宏・鷲尾悦也■政策提案型市民運動のすすめ=理念・編=須田春海■社会党あるいは社会党的なものの行方=吉本隆明■カンボジアPKO体験記=柳原洋雄■亨真紀行・ウェットランド=島田興生■東経148°からのS O S・転換を迫られる北方四島への視点=金丸知好

■社会新報ブックレットメンバーへのお説い!

入会金1口1万円。(ブックレットNo.1~22まで計22冊送付します。2冊1000円分と送料が無料になります。)
申し込みの電話がFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

第一二九通常国会の「日切れ」及び「日切れ扱い」法案の審議日程・各党賛否一覧表

附 II 附帯決議

予算関連											
法 案 名											
内閣											
恩給法等改正案（百二十九国会・閣八）											
『地方行政』											
※ 地方税法及び地方財政法改正案（百二十九国会・閣一二）											
※ 新東京国際空港周辺整備の為の国の財政上の特別措置に関する法律改正案（百二十九国会・閣一三）											
※ 消防施設強化促進法改正案（百二十九国会・閣一四）											
※ 地方交付税法等改正案（百二十九国会・閣三一）											
※ 裁判所職員定員法改正案（百二十九国会・閣九）											
※ 『大蔵』											
※ 平成六年分所得税の特別減税の実施のための公債の発行の特例に関する法律案（百二十九国会・閣三）											
※ 相続税法改正案（百二十九国会・閣四）											
※ 酒税法改正案（百二十九国会・閣五）											
※ 租税特別措置法改正案（百二十九国会・閣六）											
3 / 4	3 / 4	3 / 4	3 / 4	3 / 8	3 / 18	3 / 8	3 / 8	3 / 8	3 / 8	提出	
	3 / 24	3 / 24	3 / 24	3 / 24	3 / 24	3 / 24	3 / 24	3 / 24	3 / 24	付託	衆議院
3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 24	3 / 24	3 / 24	附 3 / 25	附 3 / 25	議了	委員会
3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	通過	本会議
	3 / 25			3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 28	3 / 25	付託	参議院
附 3 / 29	附 3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 28	3 / 28	附 3 / 29	附 3 / 29	議了	委員会
3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	通過	本会議
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	態度	
反 ॥ 自共	反 ॥ 自共	全会一致	反 ॥ 共産	全会一致	反 ॥ 共産	全会一致	全会一致	反 ॥ 自民	全会一致	備考	

※	平成六年分所得税の特別減税のための臨時特別措置法案 （百二十九国会・閣七）《修正》	関税率法等改正案（百二十九国会・閣二〇）	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
※	児童手当法等改正案（百二十九国会・閣一〇）	戦傷病者戦没者遺族援護法改正案（百二十九国会・閣三八）	【農水】	【農水】	【農水】	【農水】	【農水】	【農水】
※	漁港法第一七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（百二十九国会・閣承認二号）	繊維工業構造改善臨時措置法改正案	【通信】	（百二十九国会・閣一七）	【通信】	【通信】	【通信】	【通信】
※	放送法第三七号第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（NHK予算）（百二十九国会・閣承認一号）	【建設】	【建設】	【建設】	【建設】	【建設】	【建設】	【建設】
※	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法改正案（百二十九国会・閣一五）	全会一致	全会一致	全会一致	全会一致	全会一致	全会一致	全会一致
3 / 11	3 / 4	3 / 11	3 / 11	3 / 11	3 / 22	3 / 8	3 / 15	3 / 4
3 / 24	3 / 4	3 / 24	3 / 11	3 / 24	3 / 24	3 / 24	3 / 24	3 / 24
附 3 / 25	附 3 / 25	3 / 24	附 3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25
3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25
3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	3 / 25	
附 3 / 29	附 3 / 29	3 / 29	附 3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	附 3 / 29	3 / 29
3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29	3 / 29
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
全会一致	全会一致	全会一致	全会一致	全会一致	全会一致	全会一致	反対共産	全会一致

一九九四・二・一四

憲法記念日に

あたつての申し入れ

日本国憲法が施行されてから、この五月三日で四七周年を迎えます。

憲法の示す平和主義、民主主義、基本的人権の尊重は、人類普遍の大原則であり、侵すことのできない権利として制定されました。私たち日本国民が、戦争に直接まきこまれず、経済・社会・文化を発展させることができたのも、この憲法があつたからだといって過言ではありません。

冷戦が崩壊したいま、世界は軍縮と核廃絶による新しい国際平和の創出へと歩み始めており、日本国憲法はいっそうの輝きをもつて人類の未来を照らしています。二一世紀に向けて、私たちは、日本国憲法の理念を国政に、また国際社会に生かし、平和と人権、民主主義をいつそう確固としたものにしなければなりません。

憲法施行以来四七周年を迎える今日まで、一九五三年以後、政府主催の憲法記念行事は三木内閣時代に一回持たれたにすぎません。貴内閣は、憲法の理念と精神を尊重することを連合政権の合意にして誕生しました。私たちは、貴内閣が日本国憲法施行四七周年にあつて、憲法を尊重する基本姿勢をあらためて内外に宣言するとともに、政府主催の記念行事を実施されるよう申し入れます。

一、憲法記念日にあたつて、憲法を守り生かす政治をめざすことを、政府声明の形で国民にアピールすること。

一、五月三日の憲法記念日には政府主催の記念行事を開催すること。
一、政府広報誌に憲法の意義について解説した文章を掲載すること。

一九九四年 二月一四日

内閣総理大臣

細川護熙 殿

憲法擁護国民連合
議長 多賀谷 真稔

一九九四・三・一

中村喜四郎代議士の 逮捕許諾に関する談話

日本社会党書記長

久保亘

1 本日、衆議院は、東京地裁から出されていた中村喜四郎代議士の逮捕許諾請求について、慎重な検討の結果、許諾を議決した。党はこの結論を尊重する。今後、法に則った捜査と手続きにより、一刻も早く疑惑の真相が解明され、司法の的確な判断が下されるよう期待する。

国民の政治への信頼回復を目的とした政治改革関連法がようやく成立をみた現況にあって、前政権の閣僚の地位に在つたものが、検察庁から「斡旋收賄」というあるまじき嫌疑を受けたことは、誠に残念なことである。

省・最高検察庁に対し左のとおり申し入れる。

1 政治倫理綱領にも定める通り、国會議員は「政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合には、自ら真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努め」るべきところである。しかるに今回の中村代議士の場合、度重なる検察庁からの事情聴取要請を拒否し続けた結果、逮捕という手段が採られるに至ったことは極めて遺憾である。

1 今回の事件も、自民党長期政権のもとで構造的かつ恒常的なものとなっていた政治腐敗や政・官・財癒着の実態をあらわすものである。その根絶のための改革はまだ緒についたばかりであり、党は先頭に立つて、この改革をいつそう進めていく決意を改めて明らかにする。

以上

二 また中村代議士は、国会玄関前で逮捕されたいとの意向のようだが、國權の最高機関たる国会玄関前で逮捕状が執行されるなどということは国会の権威からも絶対に許されるべきでない。

三 自民党内に、あっせん收賄の拡大解釈の恐れがあり、政治活動すべてが抵触する可能性があるという意見があるとの報道があるが、あっせん收賄罪はあくまでも賄賂の提供が構成要件であるから政治活動がこれに抵触する恐れなど毫もありえない。

四 必要以上の証拠開示要求などは明らかに逮捕許諾の引き延ばしで、第一・第二・第三の逮捕許諾請求を避けるための手段であると思われる。検察当局は不当なこのような動きにひるむことなく、厳正な捜査をすすめ国民の期待に応えるべきである。

五 逮捕状の発布は裁判であって、司法権の行使である。司法権の独立に立法府は介入してはならない。日本社会党は国民世論の期待に答え、ゼネコン疑惑の中央政界の徹底的な捜査究明がなされるよう強く申し入れる。

ゼネコン疑惑の 嚴重捜査の申し入れ

一九九四・三・一一

前建設大臣・中村喜四郎代議士が、大手ゼネコン業者・鹿島からのあっせん收賄の容疑を持たれながら、検察庁からの再三に亘る出頭要請にも応じることなく逮捕許諾請求に至ったことは、まことに遺憾なことである。日本社会党は、本件の真相究明を求める立場から、法務

日本社会党委員長

村山富一

日本社会党法務部会長

坂上富男

法務部会長

糸久八重子

永井哲男

法務大臣

三ヶ月 章

最高検察府検事総長

吉永裕介 殿

一九九四・三・一八（金沢談話）

環日本海圏へ「日本海国土軸」の形成・推進を

日本社会党書記長
久保亘

一 わが国の戦後復興や高度経済成長など、太平洋側を中心として経済発展を効率的に担ってきた一軸・一極型の国土構造は、東京への一極集中の弊害を生み出すとともに、石川県など日本海沿岸地域の活力を低下させ、国土全体の均衡ある発展を大きく阻害するまでになっている。したがってこうした国土構造の問題を抜本的に解決し、

一 日本社会党は一昨年十一月の金沢市における「環日本海国際フォーラム」において、「日本海国土軸」の必要性を提起したところであるが、政府も現在、国土庁を中心に第四次全国総合開発計画（四全総）の総合的点検作業を行うなかで、新しい国土軸構想を重要な検討課題の一つとして位置づけており、その姿勢を評価したい。したがってわが党は細川新政権を構成する連立与党第一党としての立場から、与党代表者会議をはじめあらゆる場を通じて積極的に「日本海国土軸」の形成に向けて全力をあげる決意である。そのため環日本海議員連盟の活動も活性化させたい。

一 日本海沿岸自治体においても、対岸諸国との多角的な交流を展望して「日本海国土軸」の形成を推進する方向が強化されつつある。すでに福井県以西の知事による「環日本海交流西日本協議会」（会長・荒巻禎一京都府知事）が組織されており、具体的な活動を展開

二世紀に向けて日本海沿岸地域を飛躍的に発展させる「新たな国土軸」の形成と展開が重要な政治課題となっている。

している。しかし、そのネットワークを真に効果的なものとするためには、北海道から長崎県までの日本海沿岸十六道府県の連携・協

力が不可欠であり、その実現をめざして努力したい。その実現に向けての重要な鍵を握っているのは、日本海沿岸の中央部に位置する

石川県知事であり、そのためにも谷本候補の必勝を期したい。

談話

日本社会党書記長
久保亘

一九九四・三・一八（石川・金沢）

一 細川首相が明十九日から訪中し、日中間で「環境保護協力協定」

を締結する予定であるが、昨今の中国の猛烈な開発・開放政策の結果、以前からの黄砂にとどまらず酸性雨・酸性雪による被害が日本海沿岸一帯に拡大していることは重大な事態である。酸性雨・雪による森林汚染は国土保全に直接に関連し、その堆積は河川や日本海の汚染に拡がる恐れもある。したがって「持続可能な成長」を前提に、当面、日中間で原因究明の共同調査をすすめるとともに、将来は日本海全域における多国間の共同調査に広げる必要がある。

一 環日本海諸国中唯一わが国と国交のない朝鮮民主主義人民共和国との間で、一九七七年以來締結されてきた民間漁業暫定協定は、核査問題など朝鮮民主主義人民共和国をめぐる厳しい国際環境のありを受けて残念ながら、昨年（一九九三年）十二月三十一日をもって期限切れで無効となっている。このため日本海マス流し網や延繩漁業（漁期は三月～五月）、冲合イカ釣り漁業（漁期は六月～十月）に出漁する関係漁業者より暫定協定復活の要望がだされている。漁期が目前に迫っているということもあり、不測の事態を防ぐためにも協定にもとづく漁場（暫定水域）は確保する必要があり、事態の打開に向けて努力したい。

1 一九四年度予算案の審議が自民党の抵抗で難航していることは極めて遺憾である。東京佐川急便問題では細川首相サイドと佐川急便から関係資料を提出することにより、返済の事実を明らかにして疑惑の解明に努力しているところである。また国会法一〇四条による資料提出要求に対しても「これ以上、提出できない」という関係当局の回答も出ており、疑惑が残されていると考えるのであれば、予算委員会の審議を通じて解明すべきであろう。予算審議の遅れは国民生活に重大な影響を及ぼすのであり、それを承知で理不尽な抵抗を続ける自民党の姿勢は「細川首相いじめ」としか、いいようがない。

このような事態が統けば、週明け早々にも連立与党は強い決意で事態の打開を図ることになろう。

1 現在、衆参両院において統一会派問題が浮上している。連立政権を維持・発展させるという大目標のもとに連立与党が統一会派に結集することは望ましいことではある。連立与党全体の信頼関係をいっそう深め、審議の円滑化を図るためにも、まず参議院の統一会派づくりを成功させたいと思う。参議院における統一会派構想も、連立政権に求心力をもたせ、その発展に寄与する立場からすれば、これを否定する理由はない。院の性格や政党の歴史などから、参議院よりも困難な面があるが、与党全体の結束を強め、政権基盤を固めていくうえで、次期総選挙での選挙協力は不可欠であり、それらを念頭に党は事態の推移を見極めつつ、慎重に対応していく。また、私は与党議員が党派を超えて政策研究・研鑽を積み上げ、議員・政党会派間の信頼度を高めることが必要であると考えている。

1 選挙協力については、国会会期中にも自治体選挙、参議院選挙、総選挙の三つの選挙を視野に入れつつ、連立与党や連合ユニオンとも協議を始めるに至る。そこでは政治地図、政策協定、統一候補、比例代表名簿登載方法など広範な角度から検討を進め、選挙協力実現に向けてあらゆる可能性を追求したいと思う。政党間協議は国会審議の推移を見ながら、与党代表者会議などを中心に進ることになる。また協力関係にある連合ユニオンの「連合政治フォーラム」については、「自立と協調」の基本に立って、全面的な参加と協力の姿勢で臨みたい。

1 院内統一会派づくりや選挙協力を、ただちに二大政党制につなげる意見は、日本の議会政治の歴史や国民の政治意識から見ても無理

があるよう思う。もちろん、新しい選挙制度のことで、将来、政権交代可能な二大政党時代へと移行することであろうことは予測できることである。しかし、政権交代を選択したばかりの国民は、一挙に二大政党になるのではなく、国民の多様な価値観が反映されやすい複数政党による連立・連合政権の継続・発展を求めているものと考える。政党再編問題はこの国民の政治意識を判断基準にすることが重要だ。拙速に投網を広げる手法には賛同できない。連立与党はまず、選挙協力を成功させることに全力をあげ、共有する政権の安定のために、力と知恵を出し合つべきであると考える。

以上



一九九四・三・二七

談話

防衛大학교卒業されるみなさんへ

展の石川県の建設に、県民と一緒にになって取り組むとともに、とりわけ環日本海圏の要に位置する石川県知事としてあらたな「日本海國土軸」づくりの形成に努力されることを期待し、党も連立与党とともに全力をつくす決意である。

以上

日本社会党書記長
久保亘

一九九四・三・一〇

1 全国が注目していた石川県知事選挙で、わが党はじめ新生、公明、日本新、民社、さきがけ、社民連の七党が推せんした谷本正憲候補が勝利した。この県民の選択は自民党政権に終止符を打つという石川県民の改革への意思の表明であると同時に、それに支えられた連立与党が最後まで結束し、協調行動を崩さなかつた点にある。石川県民に対して心から敬意を表明する。

1 今回の選挙結果は、分権・自治と改革の時代にふさわしい谷本候補の「バランスのとれた公正な県政」の訴えが多くの県民から支持されたこと、県政の改革を求める県民の期待に応えて、連立与党が連立政権の枠組みで候補者の擁立に成功したこと、連立与党全体が「今後の自治体選挙のみならず国政選挙にも重大な影響を与える」という気概で全力を上げたことなどの総合力によってもたらされたものである。

党は、連立与党の一致結束した選挙協力の教訓を活かし、他の都道府県知事選挙や来るべき統一自治体選挙、参議院選挙、総選挙に勝利する態勢固めに全力を擧げる。

1 わが党は、期待を担つて誕生した谷本県政が、選挙で公約した諸政策の実現に努力されるとともに二一世紀に向けた新しい活力と発

防衛大학교本科第三八期生、および理工学研究科二期学生のみなさん、卒業おめでとう。

私は、日本社会党を代表して、社会人として出発される皆さんに、心からのお祝いを申し上げます。

みなさんは、在学中に世界史のドラマチックな変化を体験されたと思います。世界のどの国よりも、平和と軍縮を率先して主導すべき日本にあって、わが国と国民を防衛する自衛隊員の新たな進路についての貴重な教訓であります。

細川連立政権は、世界とりわけアジアの人々から、信頼される自衛隊員の任務と役割を含め、防衛政策の基本的指針である「防衛計画の大綱」見直しに着手しています。社会党も、連立与党の一員として、それらの作業に参加しています。

みなさんとも、率直に話しあえる機会を楽しみにしています。新しい時代状況に挑戦する者の勇気と気概をもち、二一世紀に生きる者の英智を發揮するために、健康に留意され、奮闘されることを期

待します。

一九九四年三月二〇日

日本社会党委員長 村山富市
書記長 久保亘

一九九四・三・二三

繭糸価格等に関する申し入れ

我が国の蚕糸・絹業は、過去において、基幹的産業として大きな役割を果たしてきたが、最近の状況は、年とともに桑園及び養蚕農家が減少し、担い手の高齢化問題や、海外からの輸入の増加等、生産の減少が続くという段階に立ち到っている。しかしながら、我が国の貴重な伝統産業である蚕糸・絹業をこのまま衰退させるようなことがあつてはならない。したがつて政府は、次の事項に充分な検討を加えられ、最善の処置を取られるよう申し入れます。

記

一 養蚕農家が安心して生産を継続することができるよう、平成四年十月十四日の四者協定による基準繭価を保障するとともに、基準価の大額な引下げを行わないこと

一 新農政、ガット受け入れ等による新たな状況に鑑み、養蚕・絹業の中長期の見通しを明らかにし、生産農家と絹業の安定的経営の方針を明らかにすること

一 最近、著しくなっているくず繭（プレス繭）の非関税輸入に関しては厳重に取り締まること

一 繭糸砂糖類価格安定事業団の機能を活用して万遺漏なきを期すること

一九九四年三月二三日

以上

日本社会党中央執行委員長 村山富市
農林水産局長 谷本
農林水産部会長 村内沢
養蚕対策小委員長 竹内猛
大臣 殿
農林水産大臣 畑英次郎
大蔵大臣 藤井裕久
大臣 殿

生糸の安定基準価格等について

繭糸価格ワーキングチーム

座長 村 沢 牧

生糸の安定基準価格等の蚕糸業振興審議会に対する農林水産大臣の諮問値等について検討した結果、別紙のとおりとりまとめましたので、御報告致します。

生糸の安定基準価格等について

生糸の安定基準価格等については、次により、決定すべきものと考
える。

1 昨年一〇月の四者合意の趣旨を踏まえ、安定基準価格等について
次の通り見直しを行い、四月一日より実施すること。

安定基準価格 八、四〇〇円/kg（現行一〇、四〇〇円/kg）
安定上位価格 一二二、四〇〇円/kg（現行一三、八〇〇円/kg）

基 準 繭 価 一、二三六円/kg（現行 一、五一八円/kg）

2 養蚕農家の手取り確保の観点から、六年産繭について、現行基準
繭価水準（一、五一八円/kg）の取引指導繭価を新たに設定するこ
と。

繭糸価格関連対策について

今般の繭糸価格の決定に関連して、以下の措置を講じる。

1 国産繭流通円滑化奨励金の交付

一一、〇〇〇百万円

製糸業者による上記取引指導繭価での繭代の支払いを支援するた
め、二〇〇円/kg（輸入糸負担を含む。）の範囲内で所要の助成を行
うとともに、製糸業者の操業を確保するためにも、輸入繭につい
て所要量を確保（国産繭の取引に対応）すること。

3 安定基準価格等による価格安定制度の運用については、繭糸価格
安定法の本旨に則って行うこと。

4 中山間地域の活性化の観点もふまえ、養蚕業の将来展望を明確に
しつつ、先進国型養蚕業の確立等諸施策の展開を図ること。

5 国産糸の高品質化・高附加值化を進めるため、品質格差の拡大
と繭・生糸の流通の改善方策を検討すること。

6 紬需要を一層増進するため、絹製品流通の見直しを図りつつ、各
般の需要増進対策を講じること。

7 今後予定されるガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意に伴う
国内措置については、蚕糸・絹業の一体となつた発展を図る観点に
立って検討を行うこと。

8 今般の繭糸価格の決定に関連して、蚕糸・絹業一体となつた発展
を図る観点から、別紙の対策を講じること。

養蚕農家の手取り確保の観点から設定される取引指導繭価（一、五八円／kg）での製糸業者の支払いを支援するための助成を行う。

化の推進、絹業産地における需要開拓の努力への支援等を行うことにより蚕糸絹業の活性化を図る。

2 繭生産対策

養蚕農家の高齢化の進行等繭生産基盤の脆弱化に対応し、生産体制の再構築に向けての取り組みを強化する。

- (1) 推進方向
- ① 生産性の高い中核的養蚕農家を早急に育成するため、今後育成すべき農家、地域を明確化した上で各般の施策を重点的・効率的に実施する。

- ② より一層の低コスト化を図るため、広食性蚕品種、低コスト人□飼料等の革新的技術を組み合わせて大規模低コスト養蚕経営を可能とする先進国型養蚕業の早期確立・普及を図る。

予算措置

- ① 養蚕農家活力増強特別対策事業
(四年度に造成された基金「五億円」の活用)
- ② 先進国型養蚕業確立特別対策事業
(三年度に造成された基金「七億円」の活用)
- ③ 先進国型養蚕業確立総合対策事業
- ④ 蚕糸業振興対策事業（蚕業改良普及制度改正関係）

- (六年度に一般会計から交付される蚕糸業振興対策費交付金「一〇・六億円」の活用)
- ⑤ 先進的農業生産総合推進対策事業（一般会計） 三〇一一百万円

3 絹需要増進対策

二三一百万円
絹需要の一層の増進を図るために、ハイブリッドシルク等新しい素材の実用化のための技術開発の促進、絹製品の地域ブランドシルク

4 その他

(蚕糸業経営技術指導、生糸調整保管等)

一一〇三百万円

合 計

三、五一一百万円

繭価格ワーキングチーム

座長 村沢 牧（日本社会党）
金子 徳之介（新生党）
山名 靖英（公明党）
木幡 弘道（さきがけ日本新党）
川端 達夫（民社党）
星川 保松（民革連）



生糸の安定基準価格等の改定方針

一九九四・三・一三

要請書

平成六年三月二十五日
農林水産省

1 生糸の安定基準価格等について

昨年一〇月の四者合意の趣旨を踏まえ、生糸の安定基準価格等について次のとおり改定を行い、四月一日より実施する。

安定基準価格	八、四〇〇／kg (現行 一〇、四〇〇円／kg)
安定上位価格	一二、四〇〇／kg (現行 一三、八〇〇円／kg)
基準織価	一、二二六／kg (現行 一、五八八円／kg)

2 現行基準織価水準の農家手取りの確保について

養蚕農家に現行基準織価水準の手取りを確保するため、六年産織について、一、五一八／kgの取引指導織価を新たに設定する。

(2) 六年産織について、製糸業者に対し、上記取引指導織価での織代の支払いを支援するため、二〇〇円／kg (輸入糸負担を含む。) の範囲内での助成を行うとともに、製糸業者の操業を確保するため、輸入織について所要量を確保 (国産織の引取りに対応) する。

一 加工原料乳保証価格・限度数量

1 保証価格は、巨額の負債をかかえ、新に環境問題に直面するなど、困難な条件下にある酪農家が、経営者として常識的な収入を得て、ヘルパーなど依頼し、文化的な生活を営みながら、再生産が可能となるよう、少なくとも現行水準が確保されるよう措置し、農家の不安を拡大しないようにすること。

2 すべての労賃の評価については、既に実態にそぐわなくなつたことに鑑み、他産業に比較して適正な金額とし、企画管理労働時

わが国の畜産酪農は、牛肉自由化による激しい影響、ガット・ウルグアイラウンド交渉の受入れ等によって、極めて厳しい状況にある。酪農家の平均規模は、すでにEC並みに達しているが、巨額の負債をかかえ、元利償還のためには、生活をきりつめなければならず、年間三千時間をこえる労働時間を余儀なくされている酪農家も少なくない。

畜産農家は、急速に減少を続けているが、国内自給を基本に、不足払制度を堅持し、わが国畜産酪農の振興をはからなければならない。

平成六年度の乳価・畜産価格及び関連対策の決定にあたり、左記事項を申し入れるとともに、その実現に全力を尽くされることを要請する。

記

3 関連対策
生産対策、需要増進対策等について、所要額を確保する。

間について正当な時間数を計上し、また、乳牛等償却費、利子、

地代その他これまで提起されている課題について、現状に即応した適正な金額とすること。

- 3 保証価格の算定にあたっては、副産物価格の取扱いを工夫するなど、酪農の現状に即応するようにし、また生産性向上分を農家に還元するなど、酪農家の納得を得られるよう努めること。
- 4 加工限度数量は、国内自給を基本とし、平成七年度以降もチーズ用も含めた生乳需給に混乱の起きないよう、長期的な視野に立ちながら、適正な数量とすること。

二 指定食肉安定価格

- 1 牛肉及び豚肉の安定価格は、再生産の確保と畜産経営の安定・向上が図られるよう適正に決定すること。
- 2 牛肉安定価格は、和牛と乳牛等を分離すること。

三 肉用子牛保証基準価格等

- 1 保証基準価格は、現行価格水準を維持すること。
- 2 合理化目標価格は、生産者負担の累増に配慮し、引き下げること。
- 3 肉用子牛生産者補給金制度は、財源不足により借入金償還の生産者負担の増大を来たしているので、軽減措置を図ること。県基金の財政基盤強化を図ること。

四 関連対策

- 1 関連対策の拡充をはかるため、十分な財源を確保するとともに、酪農経営生産性向上等のための緊急の特別対策を設け、強化する。また、生乳需給調整基金造成事業を継続強化し、過剰乳製品への金倉助成、自家消費・飼料化を含む計画生産需給調整を促進する

こと。

さらに、酪農安定特別奨励金交付事業を継続強化し、国産ナチュラルチーズの技術向上・新製品開発等の対策を講ずる。

- 2 政府は、バターの過剰在庫の早急な解消をはかる。また、計画生産、広域的需給調整の体制確立に向けて、指定団体の強化・全国連再委託などの支援、農協プラント・中小乳業の合理化、余乳処理対策の充実など、生産から流通までの合理化をすすめる。さらに、畜産振興事業団が、ガット受入れ後、国内产地に悪影響が及ばないよう、強力な対策を実施することを早急に示し、畜産農家の不安を解消すること。牛乳・乳製品・畜産物の消費拡大をはかり、バターの過剰在庫が発生しないよう、生産から関連取引業界全般にわたって、脂肪偏重を改めること。
- 3 負債対策、金融対策については、牛肉自由化、経営悪化に対応し、大家畜経営活性化資金の活用、低金利下での借りかえ、その他実効ある対策を早急に行い、過大負債処理については新たな方策を講ずる。
- 4 肉用経産牛対策として、輸入牛肉の増大で最も影響の大きい肉用乳経産牛（ホルモン牛）の価格安定対策を講ずること。
- 5 畜糞処理、環境保全対策を拡充するとともに、生活環境の整備をはかる。また、ヘルパー制度の充実、後継者・新規離農者対策、高度技術・経験等の情報交流、普及対策等をすすめる。
- 6 飲用向け生乳価格について、酪農が将来安定的に発展しうよう、適正な価格決定が早期に行えるように、乱売による市場の混乱が起こらないよう強力に指導する。

以上を要請する。

日本社会党
中央執行委員長 村山富市

農林水産部会長 村山富市
農林水産局長 谷本行巍
畜産対策委員長 前島秀行
農林水産大臣 畑英次郎 殿

農林水産大臣 畑英次郎 殿
大蔵大臣 藤井裕久 殿

一九九四・三・三一（政策幹事会）

平成六年度畜産物価格関連対策

乳価畜産価格ワーキングチーム

座長 田中恒利

〔酪農関係〕

1 生産・経営対策

(1) 生乳需給改善対策（約一二七億円）

生乳需給の安定等を図るため、生乳需給改善基金を造成し、過剰時における乳製品の調整保管、全乳哺育や飼料用全粉の供給を促進するとともに、緊急に大幅な減産が必要な場合に、生産者の自主的取り組みによる搾乳牛の淘汰を推進するほか、需要に応じ

た初妊牛生産の適正化、高品質生乳生産を図るために廃用牛の更新等を助長する措置を講じる。

(2) 酪農安定特別対策（約三二億円）

国産ナチュラルチーズの生産振興を図るため、生産性の高い生産者に対するチーズ原料乳の生産拡大奨励等の措置を講じるとともに、国産ナチュラルチーズの新製品開発及び知識の普及のための助成を行う。

(3) 酪農経営安定対策（約一四六億円）

① 生乳需給の不均衡の是正を図りつつ、酪農経営の一層の合理化の推進を図るとともに、冷害等による飼料作物の減収等による影響を緩和するため、酪農経営体質強化緊急特別対策事業を実施する。

② 大家畜経営の体質強化を図るため、既往借入資金の借り換えに必要な長期低利資金の融通を行う大家畜経営活性化資金について、貸付枠の拡大及び平成一二年度までの貸付期間の延長を行う。

③ 酪農の担い手の定着化と酪農経営の安定的発展に資するため、酪農ヘルパー制度の充実を図ることとし、酪農ヘルパーの生産現場での実践的な研修の実施に対する支援措置を講じる。

④ 乳肉複合経営の推進により、酪農経営の安定を図るため、経産牛の肥育や受精卵移植等による繁殖利用の促進、初生牛の自家哺育や共同哺育の促進を図るための措置を講じる。

(4) 畜産環境保全対策（約五億円）

畜産経営環境整備に係る機械・装置等の貸付けを行うため、畜産環境整備リース事業の充実を行うとともに、民間における先進

的技術開発に対する支援、畜産廃棄物の円滑な処理を推進するための措置等を講じる。

〔食肉関係〕

1 生産対策

(5) 良質粗飼料の生産体制の整備強化、飼料生産外部化組織体の育成強化、経営・財務管理に関する実践的指導を行う。
（食肉関係と共に、〔食肉関係〕1の(2)、2の(1)の④を参照）

2 加工・流通・消費対策

(1) 生乳乳製品消費拡大対策（約二二億円）

バターをはじめとする牛乳乳製品の一層の消費拡大を図るため、牛乳乳製品の消費動向調査、牛乳乳製品と健康に関する正しい知識の普及、需要増進を目指した牛乳乳製品のフェア・料理講習会の開催、幼稚園、老人ホーム等での牛乳の集団飲用の促進等を一体的に実施する。

(2) 中小乳業の経営体质改善対策（約四億円）

中小乳業の経営体质の改善を図るため、乳業施設の整備、中小業者に対する経営診断等の実施、新技術の開発・導入及び新商品開発の推進等に助成する。

(3) 飲用牛乳供給安定緊急特別対策（約一三億円）

飲用牛乳の供給安定等を図るため、飲用牛乳市場の安定化等に対応して助成するとともに、消費地ブロックにおける需給調整タンクの整備、余乳処理拠点施設の整備等による飲用向け生乳の需給調整対策の充実、牛乳販売店の活性化を図るための経営研修、代替フロン冷藏施設及び宅配専用車の貸付け、生乳の低コスト長距離輸送体制の確立等の措置を講じる。

1 生産対策

(1) 子牛生産拡大奨励事業の拡充（一七五億円）

肉用牛生産基盤の強化を図るため、子牛生産拡大奨励事業を拡充し、黒毛和種について、繁殖雌牛の増頭・維持を行なつた者に対し、子牛価格が三五万円を下回った場合において、価格低落の程度に応じた助成を行う。

(2) 低コスト生産推進対策（約一九億円）

肉用牛等の一層のコスト引下げを推進するため、効率的な肥育技術の定着化を促進するとともに、優良受精卵の安定的供給及び広域流通体制の整備、良質粗飼料の生産体制の整備強化、飼料生産外部化組織体の育成強化のための措置を講じる。

2 経営対策

(1) 畜産経営安定対策（約二一八億円）

① 肉用子牛生産者補給金の交付に伴う生産者積立金の財源不足に対処するため、全国肉用子牛価格安定基金協会から都道府県肉用子牛価格安定基金協会に対し行われている融資について、その償還円滑化のための措置を講じる。
② 肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合にその経営安定を図

るため、肉用牛肥育経営安定緊急対策事業を拡充し、収益性悪化の程度に応じて経営の継続に必要な経費の負担を軽減するための措置を講じる。

(3) 大畜経営及び養豚経営の体质強化を図るため、既往借入資

金の借り換えに必要な長期低利資金の融通を行う大家畜経営活性化資金及び養豚経営活性化資金について、貸付枠の拡大及び平成一二年度までの貸付期間の延長を行う。

(4) 畜産経営の安定を図るため、農協等が、先進的な畜産経営技術等の普及啓蒙、経営・財務管理に関する実践的指導を行う。

(5) 日本短角種等の地方特定品種について、子牛生産から肥育までの産直型一貫生産体制の推進や安定的な流通販売体制の整備等生産から流通消費にわたる総合的な対策を実施する。

(2) 畜産環境保全対策（酪農関係と共に、「酪農関係」1の(4)を参考照）

3 加工・流通・消費対策（約五八億円）

国産食肉の市場競争力の確保のための肉流通施設の整備、経産牛の流通促進のための助成を行うとともに、食肉消費の拡大を推進するため、Jビーフシンボルマーク等の普及・定着、輸入食肉の原産国表示等適正な表示販売、国産豚肉等を利用した新製品の開発、食肉消費動向の把握・分析、食肉知識の普及啓蒙等を実施する。

4 輸入畜産物が国内生産に著しい悪影響を及ぼす事態を回避するため、適宜・適切に輸入調整措置を発動するとともに、畜産振興事業団等による需給調整機能を強化する。

5 畜産経営の体质強化を図り、また、農家負債対策を充実する見地から、農業金融制度の抜本的見直し改善を図る。

畜産業の経営基盤の強化と
一層の発展のための基本検討事項

以上

が、これら決定に当たっては、前政権の畜産政策との連続性を考慮せざるを得ない面があった。

今後、我々は、以下の基本的事項についてさらに検討を深め、新たな観点に立って、我が国畜産業の経営基盤の強化と一層の発展を期する考え方である。

1 今後における我が国の食料自給率を現状を上回る水準で設定し、畜産については、担い手の育成確保、優良農地の確保など万全の施策を講じることにより、その達成を図る。

2 牛肉の輸入自由化・関税率の引下げなど環境の変化に対処し、畜産農家の再生産と所得を確保するため、畜安法の見直しを含め、新たな価格・所得政策を確立する。

今般、平成六年度畜産物価格及び関連対策を決定したところである

平成六年度畜産物価格

1994.3.31

連立与党乳価・畜産価格ワーキングチーム

1 指定食肉安定価格 (単位: 円/kg)

		5年 度	6年 度
牛肉	安定上位価格	1,175	1,140
	安定基準価格	905	875
豚肉	安定上位価格	565	540
	安定基準価格	400	400

2. 指定肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格 (単位: 円/頭)

		5年 度	6年 度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000
	褐毛和種	280,000	280,000
	その他肉専	211,000	208,000
	乳用種	164,000	162,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000
	褐毛和種	246,000	246,000
	その他肉専	173,000	163,000
	乳用種	134,000	126,000

		5年 度	6年 度(案)
保証価格		76,75円/kg	75,75円/kg*
基準取引価格		65,26円/kg	64,26円/kg
限度数、量		235万トン	230万トン
安定指標価格	バター	1,032円/kg	993円/kg
	脱脂粉乳	12,841円/25kg	12,841円/25kg
	全脂加糖れん乳	8,055円/24.5kg	8,055円/24.5kg
	脱脂加糖れん乳	7,193円/25.5kg	7,193円/25.5kg

(注) *別途、酪農経営の一層の合理化の観点から2円/kg

冷害等による飼料作物の減収による影響緩和の観点から1円/kg

合計3円/kgの特別助成を行うこととする。

3 加工原料乳保証価格等
今回の合理化目標価格の適用期間は、平成六年四月一日から平成七年三月三一日までとする。

乳価・畜産価格ワーキングチーム

座長 田中 恒利（日本社会党）

鉢呂 吉雄 "

北村 直人（新生党） "

井上 喜一 "

倉田 栄喜（公明党） "

風間 祥 "

矢上 雅義（さきがけ日本新党）

玄葉光一郎 "

小平 忠正（民社党） "

石田 美栄 "

1 冷戦後の世界的な新秩序形成過程の中で日本、韓国を始めとしてアジアの平和維持について非核地帯の推進、軍事的脅威の除去等について率直な意見交換ができ、アジアにおける平和の創造に両国が果たす役割を明確に確認したことは国際的に評価されるものと確信する。これと関連して、朝鮮民主主義人民共和国の核検査問題について、対話を重視して解決に当たることを相互に確認したことを評価する。

1 戰後処理問題については、在サハリン韓国人問題、従軍慰安婦問題などについて今後の課題として確認されたことは、両国民の関係改善と和解に大きな前進をもたらすものと確信する。また、留学生の受入れを始めとした交流の促進は、経済協力にとどまらず、文化や社会の領域における相互理解をさらに深めるものと考える。

日韓首脳会談を終えて

日本社会党副委員長・国際局長

井上 一成

一九九四・三・二六

1 細川護熙総理と金泳三大統領による日韓首脳会談が成功裡に終わったことを高く評価したい。特に、自民党政権の下では近くて遠い国であった韓国が、連立政権樹立後に戦後処理問題などについて真摯な態度を示した細川総理の率直な姿勢は、韓国との距離を近づけ、将来に向けた「未来指向型の政治」が確認されたことはアジア・太平洋地域全体にとっても有意義なことである。



高齢社会福祉ビジョン懇談会 「二一世紀福祉ビジョン」

について

日本社会党・高齢社会福祉プログラム特別調査会

会長 池端清一

1 本日、厚生大臣の私的諮問機関である高齢社会福祉ビジョン懇談会から「二一世紀福祉ビジョン」が発表された。二一世紀を展望した少子・高齢社会に向けて、「このような意欲的で、かつ、社会保障だけでなく雇用、住宅・まちづくり、教育にわたる包括的な福祉ビジョンが政府側から提示されたことを評価したい。同時に、社会保障財政の将来見通しもセットで発表されており、かつてない画期的な試みである。ビジョンの内容について評価できる点も多く、現在連立与党・税制改革協議会が進めている福祉の論議にとって重要な検討素材となると考える。

2 「社会保障の全体像」に言及した中では、日本がめざすべき福祉社会の方向として、公的保障中心の高福祉・高負担型でもなく、自助努力中心の低福祉・低負担型でもない、「公民の組み合わせによる適正給付・適正負担」という独自の福祉社会の実現」といういわば第二の道を提示している。給付も負担も「適正」であることには異議をはさむものではない。しかし、一方において、自助や共助が公助よりもアクションが置かれているところを見ると、「適正」とは結局は低福祉・低負担の道ではないかとの危惧をもつ。「自助」の限界と非効率性は

3 こんごの社会保障としては年金制度や生活保護制度などを除いて、保健医療福祉など多くの社会サービスは中央政府ではなく地方自治体が供給主体となるべきであり、その意味で「福祉の分権化」が大きなテーマである。「ビジョン」にはこうした視点が明確になっておらず、このことは、社会保障の財源の項においても地方財源について一言も触れられていないのは残念である。

4 年金、医療、福祉の給付構造を現在の「5:4:1」から、将来は、医療資源の効率化や福祉等の引上げによって「5:3:2」にすることが目標とされており、この考え方は基本的に理解できる。その際、大切なことは、一つには、社会的介護システムの充実・整備と並行して医療資源の移動が行われる必要があるという点と、二つには、ヨーロッパで福祉のウエイトが高い理由は、介護のほかに、児童手当や住宅手当、手厚い障害者施策が網羅されているためであり、これらの方に留意して給付構造の転換が図られるべきであると考える。

5 われわれがかねてから提唱してきた「新ゴールドプランの策定」を明記し、整備目標の思い切った引上げを行うべし、としている点を高く評価したい。この提案を踏まえ、現行ゴールドプランの前倒し実施を行い、家族介護から脱却するにふさわしい新ゴールドプランの具体化（メニューの豊富化と数量化の両面で）に速やかに着手する必要

改めて指摘するまでもなく、我が国も長期的に見て公的保障中心のシステムに向かわざるを得ない。

また、「社会保障は基礎的ニーズに対応し、多様で高度なニーズは個人責任」という固定的な二分法を踏襲しているのも問題で、公的保障も多様性や高度化に対応できなければ「豊かな社会」における社会保障の機能は果たしえないだろう。

がある。

6 「主要施策」の中で、保健医療福祉の人材確保策についての言及が弱く、その反面、ボランティアの役割が強調され過ぎているくらいである。この分野における専門的な知識や技能を有する人材を大量に養成するためには、公的投資を行うことは最優先課題の一つであるはずである。

7 今後の高齢社会の到来によって社会保障需要は拡大し、それに対応して国民負担が上昇するのは避けられない。このように国民負担が増大していく中では、国民の合意と負担の公平・公正性の担保が不可欠である。

8 社会保障財源構造の在り方として、社会保障給付費が名目経済成長（国の支払余力）を上回る税・保険料と受益者の負担の分ち合いの基準ルールの必要性が示されたことは注目に値する。

「社会保険料負担中心の枠組みは基本的に維持する」としている。税負担に比較して社会保険料負担の逆進性は強く、こんご年金保険料を中心には社会保険料負担が増え続けるなら逆進性は一層強まる。基礎年金財源の税方式への移行など税負担のシェアを拡大することによって、できるだけ社会保険料負担の増大を抑制し、社会保障における負担の公平を追求すべきである。

9 いわゆる福祉目的税には慎重な対応を求めるに同時に、間接税の増収措置が講じられた場合には、その一定程度を介護対策の充実等に充當するなどの考え方を示されているが、これらの問題については、引き続き精力的に党内であるいは連立与党内で検討を進め、結論を得

るようになりたい。

10 ビジョンと合わせて発表された「社会保障に係る給付と負担の将来見通し」については、給付と負担について四つの選択肢が示されるなど新しい手法をとっており評価できる。また、選択によっては国民負担率が五〇%を超す可能性も示している点も説得的である。但し、受益者負担を国民負担率から除外していることは合理性を欠くので、当然その中に含むべきであると考える。

一九九四・三月

中国残留邦人等の円滑な帰国の一 促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律案要綱

衆議院厚生常任委員会
(加藤万吉委員長) 提案

第一 目的

この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に余儀なくされた中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、これららの者の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする」と。(第一条関係)

第二 定義

一 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者を

いうものとすること。（第二条第一項関係）

(一) 中国の地域における昭和二十年八月九日以降の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月一日以前から引き続き中国の地域に居住している者であつて同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生省令で定める者

(二) 中国の地域以外の地域において(一)の者と同様の事情にあるものとして厚生省令で定める者

一 厚生大臣は、(一)の又は(二)の厚生省令を定めようとするときは、あらかじめ、法務大臣及び外務大臣と協議しなければならないものとする。 (第二条第二項関係)

二 この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいうものとすること。 (第二条第三項関係)

四 この法律において「一時帰国」とは、親族の訪問、墓参りその他他の厚生省令で定める目的で本邦に短期間滞在するために本邦に帰国することをいうものとすること。 (第二条第四項関係)

第三 国等の責務
一 国は、本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の地域社会に促進するため、必要な施策を講じるものとすること。 (第三条関係)

一 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講じるものとすること。

(第四条第一項関係)

三 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講じる二の施策について、援助を行うものとすること。 (第四条第二項関係)

四 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援のための施策を有機的連携の下に総合的に策定し、及び実施するものとすること。 (第五条関係)

第四 永住帰国旅費の支給等

一 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該永住帰国のための旅行に要する費用（当該永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であつて厚生省令で定めるものがいる場合には、当該親族等の本邦への旅行に要する費用を含む。）を支給するものとすること。 (第六条第一項関係)

二 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等及びその親族等（一の当該親族等をいう。以下第九までにおいて同じ。）が出入国管理及び難民認定法その他出入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の配慮をするものとすること。 (第六条第二項関係)

第五 自立支度金の支給

国は、中国残留邦人等が永住帰国した場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金を、一時金として支給することとすること。 (第七条関係)

第六 生活相談等

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人及びその親族等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講じるものとすること。 (第八条関係)

第七 住宅の供給の促進

一 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図るため、公営住宅等の供給の促進のために必要な施策を講じるものとすること。（第九条第一項関係）

二 地方公共団体は、公共住宅の供給を行う場合には、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定が図られるよう特別の配慮をするものとすること。（第九条第二項関係）

第八 雇用の機会の確保

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の雇用の機会の確保を図るために、職業訓練の実施、就職のあつせん等必要な施策を講じるものとすること。（第十条関係）

第九 教育の機会の確保

国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が必要な教育を受けることができるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講じるものとすること。

（第十一条関係）

第十 就籍等の手続に係る便宜の供与

国は、永住帰国した中国残留邦人等が就籍その他戸籍に関する手続を行う場合においてその手続を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとすること。（第十二条関係）

第十一 時帰国旅費の支給等

一 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生省令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用（当該一時帰国する中国残留邦人等に同行する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生省令で定めるものがいる場合又は当該一時帰国のために介護人が必要な場合として厚生省令で定める場合には、当該親族等又は当該介護人の本邦への旅行に要する費用を含む。）を支給するものとすること。

（第十三条第一項関係）

二 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合には、中国残留邦人等並びにの当該親族等及び当該介護人が出入国管理及び難民認定法その他出入国に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の配慮をするものとすること。

（第十三条第二項関係）

第十二条 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。（附則第一項関係）

二 関係法律について所要の改正を行うものとすること。（附則第二項及び第三項関係）



被爆者援護法について

原爆被爆者援護法に関するプロジェクト

座長 森井忠良

社会党は、被爆者援護法について、参議院において二回にわたって可決された被爆者援護法の経過を踏まえ、被爆五〇周年にあたる一九九五年度の制定を目指してきた。連立与党においても、政策幹事会のもとに「連立与党・原爆被爆者援護法に関するプロジェクト」が発足し、被爆者援護法の制定について検討を行ってきた。これを受けて党原爆被爆者対策特別委員会では、被爆者の意見を取り入れ、これまでの被爆者援護法案をもとに連立与党で合意を得るべく、より現実的対応を行った「原子爆弾被爆者等援護法案大綱」を作成し、党としての論議のたたき台とすることを確認した。以下の資料は、政策幹事会に提出された、連立与党・原爆被爆者援護法に関するプロジェクトの経過報告と、党特別委員会で了承された「原子爆弾被爆者等援護法案大綱」である。

報告（第1回）

1 座長選任について

委員互選の結果、森居忠良を座長とすることに決した。

2 これまでの経過

被爆者援護法の制定についての検討を行うため、厚生省から、これまでの被爆者対策および論議の経過、現行法、原子爆弾被爆の実態、諸外国の法制等について、ヒアリングを行うとともに、被爆者から被害の実態、要望等についての意見を聞いた。また、これらを受けて議員間の討議をこれまでに三回行っている。

*これまでの日程

第1回	93年12月	日	座長選任
第2回	12月21日		第1回自由討議
第3回	1月18日		厚生省からヒアリング
第4回	94年3月3日		被爆者からの意見聴取
第5回	3月11日		厚生省からヒアリング
第6回	3月23日		第2回自由討議
第7回	3月31日		第3回自由討議

3 今後の進め方について

・当面はおおむね週一回程度会合を行う。

・国家補償のありかたについて、プロジェクトとしての合意を図る。その際の論議のたたき台として、一九八〇年に出された「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（基本懇）の答申等について、検討を行ふ。

・国家補償は、国と特別権力関係にあった軍人・軍属等に対してなされており、その対象も拡大してきていることから、「国家総動員法」等における国の戦争責任も含め、その範囲について検討する。

・参議院で一度可決された「被爆者援護法」について、参議院法制

局、厚生省からヒアリングを行い、検討を行う。

・被爆者対策と一般戦災者との補償の均衡を図り、死没した被爆者についての対策のありかたについての検討を行う。

・以上の事項について検討を行った後、プロジェクトとして、被爆者援護法の立法について、政府提案とすることや予算措置等についても、検討を行っていく。

原爆被爆者援護法に関するプロジェクト

座長	森井忠良	(社会党)
田口健二	"	
栗屋敏信	(新生党)	
岡田克也	"	
木庭健太郎	(公明党)	
斎藤鉄夫	"	
初村謙一郎	(さきがけ日本新党)	
田中甲	"	
柳田義明	(民社党)	
木高稔	"	

第一 目的

この法律は、国家補償の精神に基づき、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者並びにその遺族に対して、医療の給付又は被爆者年金、特別給付金等の支給その他必要な措置を講じ、もってこれらの者を援護することを目的とする。

第一 被爆者の定義（医療法第二条・第三条相当）

被爆者とは、広島市又は長崎市に投下された原爆に被爆したといえる要件を満たし、かつ、被爆者援護手帳の交付を受けている者をいう。

第三 健康診断（医療法第4条相当）

都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うものとする。

第四 認定疾病医療の給付（医療法第七条～第一四条相当）

原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。

第五 一般疾病医療費の支給（医療法第一四条の二～第一四条の七相当）

被爆者が、認定疾病、遺伝性疾病、先天性疾病等の疾病以外の負傷又は疾病につき医療を受けた場合には、厚生大臣が医療費を支給する。

なお、老人保健法に基づき都道府県及び市町村が負担しなければならない費用は、国が負担することとする（新規）。

日本社会党原爆被爆者対策特別委員会

原子爆弾被爆者等援護法案大綱

一九九四・四・五

※医療法＝原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

特別措置法＝原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

第六 医療手当の支給（特別措置法第二条相当）

認定疾病であるとの認定を受けた者であつて、その認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに対し、都道府県知事が月額八一、九〇〇円（八五、四〇〇円）の医療手当を支給する。

第七 介護手当の支給（特別措置法第八条相当）

精神上又は身体上の障害（原爆の傷害作用の影響によるものでないことが明らかな負傷又は疾病によるものを除く）があるため介護を受けている被爆者に対し、その介護を受けている期間について、都道府県知事が介護手当を支給する。

他人介護の場合：月額六八、七〇〇円以内（重度障害の場合、一〇三、〇五〇円以内）

家族介護の場合（重度障害のみ）……月額二〇、三七〇円（一一一、三〇〇円）

第八 被爆者年金の支給（特別措置法第三条～第五条の二相当）

被爆者のうち次に掲げる者に対し、被爆者年金を支給する。

なお、所得制限の規定は設けないこととする（新規）。
① 負傷・疾病が、原爆の傷害作用に起因する旨の認定を受けた者

五七三、六〇〇円（六〇〇、〇〇〇円）（月額四七、八〇〇円）
(五〇、〇〇〇円)」（特別措置法三条の特別手当相当）

（原子爆弾小頭症の患者にあっては、五三五、九二〇円（五五九、一〇〇円）を加算。〔月額四四、六六〇円（四六、六六〇円）〕）
(特別措置法四条の二の原子爆弾小頭症手当相当)

② 造血機能障害等を伴う疾病（被爆起因性でないものを除く。）にかかっている者（①の者を除く。）

三八一、三一〇円（三九九、六〇〇円）〔月額三一、八六〇円〕

（三三一、三〇〇）」（特別措置法五条の健康管理手当相当）

③ 原子爆弾が投下された爆心地から二キロメートルの区域内にあつた者又はその者の胎児であった者

一九一、一六〇円（一〇〇、四〇〇円）〔月額一五、九三〇円
(一六、七〇〇)」（特別措置法五条の二の保健手当相当）

（障害者又は単身高齢者にあっては、三八二、三一〇円（三三九、六〇〇円）〔月額三一、八六〇円（三三一、三〇〇円）〕）

第九 特別給付金の支給（新規）

1 被爆者（被爆者援護手帳の交付を受けていない者を含む。）の遺族に対し、特別給付金を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合には、支給しない。

2 特別給付金の額は、死亡した者一人につき一、八〇〇、〇〇〇円とし、一〇年以内に償還すべき無利子の国債をもって交付する。

第十 葬祭料の支給（特別措置法第九条の二相当）

都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、一四九、〇〇〇円の葬祭料を葬祭を行う者に対し支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものではないことが明らかである場合には、支給しない。

第十一 被爆一世・三世（予算措置の法制化）

1 都道府県知事は、申出のあった被爆一世・三世に対して、健康診断を行う。

2 原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として政令で定めるものにかかっている旨の都道府県知事の認定を受けた被爆一世・三世に對して、認定疾病医療の給付、一般疾病医療費の支給、医療手当

及び介護手当の支給を行う。（新規）

第十一 原子爆弾被爆者養護ホーム（予算措置の法制化）

国は、都道府県並びに広島市及び長崎市が行う原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託事業等に対し、その費用の全部又は一部を補助することができる。

第十三 原子爆弾被爆者相談所（予算措置の法制化）

都道府県並びに広島市及び長崎市は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設として、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。
国は、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第十四 原子爆弾被爆者等援護審議会

厚生大臣の諮問に応じ、被爆者等の医療その他被爆者等の援護に関する重要事項を調査審議させるため、医療法第四章の原子爆弾被爆者医療審議会を改組して、原子爆弾被爆者等援護審議会を設置する。

第十五 交付金（特別措置法第十条相当）

国は、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給等に要する費用を、都道府県並びに広島市及び長崎市に交付する。

この場合においては、地方負担はないものとする。（新規）

第十六 放射線影響研究所に対する助成（予算措置の法制化）

国は、財團法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用を補助し、その事業を推進するため必要な助言、指導等の援助を行

うものとする。

第十七 外国人被爆者

日本に居住地を有する外国人に対して原則として本法を適用することを明記する。

第十八 被爆隣接区域内の者（医療法附則三項相当）

1 この法律で規定する「被爆者」の要件を満たさないが被爆隣接区域内にあった者又はその胎児に対して、当分の間、都道府県知事が、健康診断を行う。
2 これらの者の実態の把握等のため、厚生大臣は、速やかに、調査を行わなければならない。

第十九 医療法及び特別措置法を廃止する。

注）本文中の年金、給付金及び手当等の金額は一九九四年四月改正時（括弧内は一九九四年一〇月改正時）の各種手当の金額に準じたものである。



等々の幅広い検討を行った。

地域保健対策強化のための関係 法律の整備に関する法律案（仮称） に関する調整について

厚生省チーム
座長塚田延充

厚生省チーム
座長塚田延充（民社党）
森井忠良（日本社会党）
井上喜一（新生党）
舛屋敬悟（公明党）
山本孝史（さきがけ日本新党）

3 調整の結果
上記2の検討の結果、特に保健と福祉等の連携については、法律
上に基本理念として明確に規定するとともに、厚生大臣が定める基
本指針においても盛り込むことで法案の内容についてチーム内の合
意が得られたところであり、その旨を厚生省に指示した。

1 本法律案の内容

- ① 保健所法を地域保健法（仮称）と改称し、地域保健対策に関する基本的事項を定めるとともに、市町村保健センターを法定化
- ② 母子保健事業、栄養改善事業等について都道府県の権限を市町村に委譲することにより市町村で生涯を通じた保健サービス実施
- ③ 診療所等の開設届出等の権限を都道府県知事から保健所政令市長に委譲するなど規制を緩和

2 調整の内容

本法律案は、人口の高齢化と出生率の低下、疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化に対応し、サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の体系を構築するとともに、権限の委譲などの規制緩和を推進するものであり、法案の基本的方向は評価できる。

厚生省チームにおいては、この方向を踏まえた上で

- ① 国と地方の関係について
- ② 権限委譲に伴う市町村への支援について
- ③ 地域における保健、医療、福祉の連携について

水俣病プロジェクトチームの見解

水俣病に関するプロジェクトチーム
座長三原朝彦

過去五回我々は意見交換の会合を持った。その中で福岡高裁の和解提案に対しても我々はどのような対応をするかでの意見交換を行った。プロジェクトに参加する社会党・新生党・公明党・民社党・新党さきがけの各党の意見に差異があり、一致した結論を得るに至らなかった。

ここに各党の意見書を添えて報告にかかる。

水俣病に関するプロジェクトチーム

座長 三原 朝彦（さきがけ日本新党）
田中 昭一（日本社会党）

五島 正規
釣宮 磐（新生党）

笹山 登生
倉田 栄喜（公明党）

大野由利子
矢上 雅義（さきがけ日本新党）

中井 治（民社党）
勝木 健司

「行政改革委員会検討プロジェクト (仮称)」の検討結果について

行革プロジェクト
座長 貝沼次郎

一九九四・二・二二(政策幹事会)

なお、

- (1) 行政改革という問題の性格と重要性にかんがみ、短期間で、しかも限定した部分の協議を行うだけでよいのかとの意見があつた。
- (2) 政府とは別に国会に政治改革推進のための機関を設けるべきとの意見があつた。
- (3) 行政改革にどう取り組むかを、与党として、本格的に検討する場が必要であるという意見が強かつた。

座長として

プロジェクト設置に当たっては、今後趣旨、目的、前提を文書をもつて明確に示すことが必要であると考えます。

去る二月一〇日政策幹事会より当プロジェクトに検討を求められた「行政改革委員会(仮称)」の位置づけに関する件につき、協議いたしました。

その結論は、以下の通りです。

税制改革論議並びに日米首脳会議の推移をみると規正緩和等行政改革の推進は、政府・与党の緊急かつ最大の政治課題となつた。この状況の変化に鑑み、第三者機関の在り方については、行政改革の実現が担保されるよう以下の判断をした。

一九九四・三・一〇（政策幹事会）

予算措置に当つての行政改革委員会（仮称）

設置案の骨子

（平六・一・一三 連立与党幹事会了承）

（機関の組織法上の位置付け）

国家行政組織法第八条の機関とし、法律により、総理府に設置する。

（役割）

① 政府による規正緩和等行政改革の実施状況を監視し、必要に応じ意見を述べる。

② 行政情報の公開に関する制度について調査審議を行う。

（委員）

五人。原則非常勤とするが、必要に応じ常勤委員を置くことができる」ととする。

（事務組織）

事務局を置く。

（設置期間）

（注）細部については、今後、設置法案提出までに詰めていく」とする。

行政改革委員会検討プロジェクト（仮称）

座長	貝沼次郎	（公明党）
田口健二	（日本社会党）	
前田武志	（新生党）	
柳田宏	（さきがけ日本新党）	
（民社党）		

（1）審査経過

二月二十四日総務庁チームが結成され、二八日、三月一日、三月四日と三回の審議を行い次の結論を得た。

（2）結論

「行政改革委員会設置法要綱」については総務庁案で了承する。

（3）付言

行政改革の重要性が高まっているいま、連立政権は断固たる決意でこれを推進しなければならない。従って、政府の行政改革を監視し必要な施策を勧告する第三者機関の役割は極めて重大である。かかる見地から、総務庁チーム座長は、行政改革委員会設置法案を了承するに当たって、下記の要望事項を添付する。政策幹事会においては、ご検討のうえ、委員会設置及び国会審議にあたり適切な措置をとられることを要望する。

総務庁チーム
座長 貝沼次郎

※※※※※※※※※※※※

要
望
事
項

一九九四·四·四（政策幹事會）

製造物責任法に関する連立与党 プロジェクトの検討結果について

PL法に関するプロジェクト

与党政策幹事会より本プロジェクトに検討を求められた「製造物責任制度等に関する件」につき、昨年一二月一六日から一二回にわたり会合を開き、検討を行った。

この間、関係省庁より関係審議会における本問題についての検討結果をヒアリングするとともに、産業界、消費者団体、労働界、法曹界等より広く本問題についての意見を聴取した。これらを踏まえ、プロジェクト内においても各論点について検討を重ねたが、現段階における製造物責任制度に関する検討結果は、次のとおりである。

① 連立与党は行政改革委員会の委員人選について政府と十分協議すること。

② 政府には、行政改革委員会の「監視」機能が損なわれないよう、事務局を機動的に拡充する体制を整えさせること。

③ 政府・与党は、行政改革委員会の活動状況等の透明性を高め、国民注視のもとに、その役割を十分に果たすよう、委員会に対し可能な限り情報公開を求めていくこと。

④ 与党各派は、関係行政機関が行政改革委員会に積極的に協力するよう、閣僚と密接な連携をはかること。

⑤ 与党は、衆参両院の関係各委員会において、行政改革関連法案の審議に止まらず、行政改革に関する一般質疑を適宜、積極的に行うよう関係各委員会の運営に努めること。

⑥ 政府には、国民が行政改革に関心を高めるための公報に力を入れさせ、さらに、国民の意見を十分吸収する措置をとらせること。

以
上

総務庁チーム

貝沼	次郎（公明党）
田口	健二（日本社会党）
前田	武志（新生党）
中田	宏（さきがけ日本新党）
柳田	稔（民社党）

い。

製造物責任制度の法制化については、各界から出されている要望ができるだけ活かされることが必要である。この意味で、製造物責任制度の立法化にあたっては、各界の意見を総合的に反映した国民生活審議会の報告が基本的に尊重されるべきである。

他方、製造物責任制度の基本的内容が民法七〇九条の特則としての意味を持つものである以上、わが国の民法の体系及び法理論との整合性にもとるものであってはならないし、同時に、製造物責任制度に関する世界の潮流にも耐え得るものでなければならぬ

第1 製造物責任制度の法制化について

製造物責任制度の法制化について
製造物責任制度の法制化については、各界から出されている要望ができるだけ活かされることが必要である。この意味で、製造物責任制度の立法化にあたっては、各界の意見を総合的に反映した国民生活審議会の報告が基本的に尊重されるべきである。

他方、製造物責任制度の基本的内容が民法七〇九条の特則としての意味を持つものである以上、わが国の民法の体系及び法理論との整合性にもどるものであつてはならないし、同時に、製造物責任制度に関する世界の潮流にも耐え得るものでなければならぬ

2 以上を前提に、規制緩和という方向の中で、製造業者、消費者の双方の自己責任を踏まえつつ、大量生産・大量消費の現代社会においては、製品事故の防止は製品を設計・製造する製造業者に依存する度合いが高まっていることから、製造物の欠陥に係る被害の救済を図るために、早急に法制化を行うことが必要である。

第2 法制化における各論点についての討論結果について

製造物責任制度については、次のような論点があり、法制化にあたっては、次のような諸点を踏まえたものであることが必要である。

1 欠陥概念と判断基準の明確化について

欠陥概念については、①欠陥概念の明確化、②その法文化が問題になり、意見の交換が行われた。

「欠陥」は、新しく導入される概念であり、主に裁判規範として機能するが行為規範としても機能することを考えると、その定義、内容をできるだけ明確化するために、さまざまな工夫を行うことが必要であるが、他方で、欠陥概念についての判断要素が法律上の要件とされると、被害者の立証負担が重くなるとの問題が出てくる。

プロジェクトでは、判断要素の例示を最大でもECC指令程度以内に留めるとの考え方と、できる限り多く例示すべきであるとの考え方が出されたが、被害者の立証負担の問題や判断要素の共通性、重要性等に留意すると、欠陥の判断が個々の事案ごとに諸般の事情を総合的に考慮して行われるものであることを明確にするとともに、判断要素の例示として、①製造物の特性、②通常予見される使用、③流通に置かれた時期を掲げることが適当である。また、併せて、このような判断要素についての考え方を明確にす

るために、立法資料や国会審議等を活用する必要がある。

このほか、欠陥の定義については、さまざまな意見があるが、欠陥が製造物の客観的な性状であり、瑕疵と異なって製造物の安全性に関するものであることを考えると、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうものとするのが適当である。

2 推定規定について

推定規定については、①欠陥の存在、②欠陥と損害との間の因果関係、③欠陥の存在時期に関する推定規定を置くかどうかの議論が行われた。

これらの事実の立証は本来個々の製品、個々の事故の態様等多くの事実に關係するものであり、法律上一律に一定の事実からこれららの事実を推定することは、被害者の立証負担の軽減という目的を超えてしまう等の理由から、推定規定を採用すべきではないとの意見が大勢を占めた。

このため、裁判上事案の内容に応じて事実上の推定を柔軟に活用するとともに、国、都道府県等の事故原因究明機関の整備又は民間の各種の検査機関及び試験研究機関の充実を図ることにより、被害者の立証負担の問題に対応すべきであるとの合意が得られた。

なお、事実上の推定の活用については、立法資料や国会審議等を活用してこれを明確にする必要がある。

3 開発危険の抗弁と免責事由について

開発危険の抗弁については、これを採用するかどうかの議論が行われたが、新製品の開発、技術の革新等を不当に阻害しないとの視点から、これを採用するのが適当である。その際、この抗弁が濫用されたり、裁判等の製品事故の紛争がいたずらに長期化することがないよう、入手可能な最高の科学、技術の水準を判断基

準とすべきである。

部品・原材料の製造業者については、部品等もそれ自体製造物であるから、部品等に欠陥があり、そのために最終製品に欠陥が生じ、その欠陥によって損害が生じた場合には、部品等の製造業者が完成品の製造業者とともにその損害を賠償する責任を負うのが原則である。しかし、部品等が完成品の製造業者の設計や指示に従つた場合で、まさに欠陥がその設計や指示に従つたために生じたときは、部品等の製造業者に免責を認めることが適当である。その際、免責の要件については、製造物の製造の実態に応じた適切なものとする必要がある。

4

責任主体について
責任主体については、製造業者、輸入業者が原則として責任主体となる。

また、製造業者若しくは輸入業者として表示をした者又は製造物の製造、流通の実態等により消費者からみてこれらの者とみられるような表示をした者（表示製造業者等）も、その表示に対する一般の信頼から、責任主体とするのが適当である。
なお、販売業者の責任については、製造業者、輸入業者を特定することができない場合に、補完的に責任主体とすべきであるとの考え方もあるが、販売業者が製造業者等と同様に製造物責任を負うべき根拠が乏しいこと、販売業者の責任は契約責任の法理によつて解決することができる」と等の事情から、この考え方を採用しないのが相当である。

5

製造物の範囲について
製造物の範囲については、製造された動産とし、不動産、未加工の農林水産物、電気を除外することが適当である。

血液製剤の一部の取扱いについては、これを製造物の範囲から除外することは適当ではないということでおおむね意見の一一致をみた。

6

責任制限と損害賠償の範囲について

損害賠償額に上限や下限を設けることは適当ではない。

製造物責任により賠償される損害の範囲については、基本的に民法の相当因果関係の法理によることが適当であることが、拡大損害が生じない場合には、契約責任で十分対応できること等から製造物自体の損害を製造物責任の対象としないことが相当である。

7

責任の期間について

短期消滅時効については、民法の原則によることで足りると考えられる。

除斥期間については、製造業者等の責任を早期に安定させることやEC指令において10年間とされていること等を考慮すると、責任期間を10年間とすることが適当である。この場合、期間の起算点は製造業者等が製造物を流通に置いた時からとすることが適当であるが、蓄積損害、遅発損害等については、被害の性質に応じた被害者の救済を図るという視点から、期間の起算点を損害が発生した時とする必要がある。

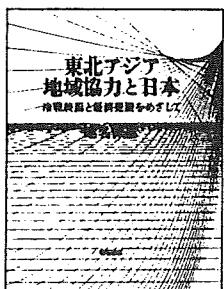
第3 紛争処理、原因究明体制について

少額被害等裁判に馴染まないような被害に関する紛争処理については、消費者が身近に利用できる既存の体制の一層の充実、活用を図ることともに、これらで解決できないような案件についてニーズに応じ、製品分野ごとに中立性・公平性を図りつつ、専門的知見を活

用した体制を整備していくことが必要である。また、被害者の証明負担の軽減につながる原因究明機関の整備については、社会経済上のコストを踏まえ、専門的な知見・ノウハウを有した既存機関や人材を活用しつつ、各原因究明機関相互の連携・強力体制の強化、予算措置の拡充等による商品テスト機器、分析機器の整備等を通じて積極的に推進していく必要がある。

P.L法に関するプロジェクトチーム

座長 倉田 栄喜（公明党）
北村 哲男（日本社会党）
伊東 秀子 "
西川 太一郎（新生党）
実川 幸夫 "
平田 米男（公明党）
枝野 幸男（さきがけ日本新党）
宇佐美 登 "
直嶋 正行（民社党）
西村 真悟 "



A5判上製 / 183頁
定価3300円

明石書店

東京都文京区本郷一十三四（定価はすべて税込み）
〇三三八一八一六三五一 振替東京〇一二四五〇五

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

塙名保彦

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア（韓国・北朝鮮・中国東北地域・シベリア等）の地域協力の重要性を説き明かす労作。

【主な内容】

第一部 東北アジア地域協力の意義と課題	なぜ東北アジアか／東北アジア「地域統合」の意義／東北アジア「地域統合」の可能性／東北アジア地域協力の課題
第二部 世界経済の再編成と東アジアシステムの不安定性／東アジア経済の台頭と課題	世界経済の再編成と東アジアシステムの不安定性／東アジア経済の台頭と課題
第三部 國際分業構造の変化と日本経済 海外直接投資の類型化と問題点	國際分業構造の変化と日本経済 海外直接投資の類型化と問題点

環日本海圏政策と

新しい国土軸の形成

石田好数

環日本海圏政策の視点

日本社会党が一九九〇年十一月六～七日の両日、新潟市において「環日本海圏社会党国際フォーラム」を開催し、環日本海圏政策大綱を公表して以来、環日本海圏交流は、ある種のブームとなつて自治体や経済界、各分野の学会、言論界などによって、実に多様な形で促進されている。そうした交流の活発化の上に立って、現在、環日本海交流・協力構想が日本海沿岸自治体や各種団体によって積極的に打ち出され、その具体化に向けての努力が活発に展開されている。

日本社会党の環日本海圏交流・協力への取組みは古く、かつての飛鳥田委員長時代に遡

れるが、一九八九年以後の冷戦構造の崩壊が、その構想を大きく育んだと言えるであろう。それは、わが党のこうした環日本海圏構想に対する日本海沿岸自治体や各種団体などによる関心の高まりは、冷戦後の緊張緩和による政治的安定化の前進を基本に、本来、地理的に近接している地域の経済協力の必要性が深まつたことにあるが、それはまた、環日本海圏地域の資源や市場に対する関心という狭い意味での経済的理由ばかりではなく、日本経済が大きくなり世界に対する関心が高まつたこと、政府も太平洋地域の過密状態を解消しようとしていること、そして日本人が環日本海圏に対する歴史的、文化的な親近感を抱いていることなどが指摘されよう。

かつて日本海沿岸地域および隣接する内陸部と朝鮮半島・ロシア極東地域・中国東北部・モンゴル共和国などとの関係は、それぞれ国によって濃淡の度合いは異なっていたものの、日本海は東西文化の交流で栄えたシルクロードとして、古代から今日に至るまでの長きにわたって直接的、間接的にさまざまな交流が行なわれてきたし、国内的には江戸期の日本海は北前船の航路として、沿岸の主要地域の港湾が整備され、廻船問屋というわが国独特の流通機構を発達させ、そのネットワークが張り巡らされるなど、物流の大動脈として江戸期経済のはなやかな舞台だったのである。

けれども、これら日本海沿岸諸国との交流関係とその発展の可能性は明治維新以後閉ざされ、日清・日露両戦争、シベリア出兵、朝鮮半島の植民地支配、さらには第一次世界大戦へとエスカレートした日中戦争などに象徴されるように、日本の近代化以降不幸な関係のみに推移した。この不幸な関係は、東西の対立という第二次世界大戦後から今日まで続いた冷戦構造のもとで改善されることはない。とりわけ国内的には戦後の対米偏重の内外政策のもとで、太平洋臨海工業ベルト地

帶を軸とする経済発展が追求されたこともあって、日本海沿岸地域は、今日まで十分な考慮が払われず、「不当」に経済開発・発展から取り残され過疎化がすすむなど、いわば人為的に辺境とされた地域となつたのである。そしてこうした社会的・経済的特徴は、単にわが国日本海沿岸地域のみならず、対岸の諸国・地域において共通する特徴だったのである。それは、かつてのゴルバチョフ大統領が、わざわざ開発宣言を行なわなければならぬほど開発の立ち遅れているロシア極東地域、華南地域に比較して開発から取り残された中国・東北三省、冷戦という人為的な理由によって開発が立ち遅れた朝鮮民主主義人民共和国など、中央のみが反映し、「周辺」が収奪されるという中央集権構造の中には、すべて日本海に背を向けながらそれぞれ中央の発展を補完するという役割しか付与されてこなかつた地域だつたのである。

しかしながら、こうした低開発の故に地域間における相互協力は、これらの地域それぞれの経済発展にとって相乗効果的に作用し得るのであり、環日本海圏それぞれの地域が等しく相互に協力しあって、そうした一極集中の弊害を排除し、それぞれの地域の発展を図ることが極めて重要だと日本社会党は考え、その基本的指針、政策大綱、そして政策要項を公表したのである。

日本海沿岸自治体もまた、こうした考え方にもとづき、環日本海圏交流・協力の受け皿として「日本海国軸」の設定を強く構想するに至っている。こうした情勢を踏まえて、いま一度、わが党の環日本海圏政策のあらましとそのプロセスを整理しておきたい。

三つの基本理念・六つの基本的指針

日本社会党は以上のような考え方にもとづいて、環日本海圏における地理的国際環境を重視し、歴史的に深く結びつきつつ、それぞれの異なる文化を持つ民族が新しい国際秩序を形成することを目標に、環日本海圏を構成するそれぞれの国・自治体と市民が社会・経済・文化面で積極的に交流を重ね、相互理解を深めながら、日本海を「平和と友情の海」にすることを共通の目標に、互恵平等の原則を尊重した「わかちあう」「たすけあう」「つたえあう」という「協生」のための三要素を基本理念として、その自然環境から生じる恵みと利益を共有し、平和共存を図っていくための「リージョナル・グローバリズム」ともいうべき視点に立脚した、もうひとつのがネットワーク国際社会の創造をめざしたものである。

その内容を要約すると、①社会体制も経済成長のプロセスも異なる諸国間での協力を可能とする地域ネットワークを確立すること、②その経済協力は、経済的に優位にある国が一方的に支配し、単に原料、製品市場確保のために分業するという垂直型の協力ではなく、市場原理にもとづく自立・共生・連帯の水平貿易をめざした、新しい経済秩序の形成すること、③わが国日本海沿岸、中国東北部、韓国、朝鮮そしてモンゴルの地域経済が相互に、あるいはクロスしあい、地域の活性化をめざすものであること、④環日本海圏地域の環境、自然動物の保護・保全のため、情報交換、共同調査、経済活動の規制などの点について参加各國は協力しあうこと、⑤参加各國の相互経済関係の多角化を図るとともに、この地域にとってもっとも切実な課題である平和と軍縮、安全と安定のための政策を推進すること、⑥そして環日本海圏における中心的な担い手は主権国家ではなく自治体やNGO（非政府団体）であること、等の六項目を基本指針と

した。

その政策大綱

以上の六項目の基本的指針に基づく政策大綱として、国際体制の整備促進、国内体制の整備目標の二つに分け、次の政策の確立が重要であると考えている。

国際体制を整備促進するためには、①学術・生活・スポーツなど各分野での交流を推進し、姉妹大学の提携や姉妹友好都市提携づくりの促進。②インフラの整備・経済協力の推進。③環日本海圏諸国・地域が共有する資源空間である日本海の漁業資源の共同管理。④

準閉鎖海としての日本海とその周辺地域における環境の保護・保全。⑤環日本海協力基金の創設、⑥平和・軍縮・人権の推進。⑦地方政治の国際化の推進、の七項目である。

いっぽう、国内体制の整備目標は、わが国にとってこうした環日本海圏ネットワークの形成は、首都圏一極集中のは正と地域間格差の是正、分権・自治と地域振興にとってもとも重要な課題として位置付け、次の政策を確立することが重要である。先ず基本的には、日本海側に新たな国土軸を形成する必要があり、交通、情報通信のネットワークの整備を推進するとともに、①第一次産業を重視し、農林漁業の振興。②地場産業の育成を主眼と

する工業化の促進。③日本海新幹線、港湾ネットワークの確立など「日本海国土軸」形成の展望にたって総合交通体系の確立、④日本海関係自治体の連絡調整機構の創設、⑤環日本海フォーラムの創設、⑥友好経済団体の設立・育成、⑦日本海総合研究機構の創設、の七項目に整理し、環日本海圏交流・協力促進のためのゲートウエイ（受け皿）として新たな発想による多極分散型の「日本海国土軸」形成を誘導したのである。

開発と環境についての政策要項

以上の「環日本海圏政策大綱」は、一九九

二年十一月二十九～三十日の両日金沢市において開催された環日本海社会党国際フォーラム金沢で公表された「環日本海圏における開発と環境についての政策要項」で、政策課題を開発と環境にしほり込むなど、具体的な政策展開を行ない、日本海国土軸の形成に向けてより具体的な政策提言を行なった。その背景には環日本海圏諸国・地域間にポスト冷戦構造を大きく進展させる国際政治情勢の激変があった。すなわち、わが国とロシアとの関係は北方領土問題が障害となつて、解決のために「第三の道」が模索されなければならなかつたものの、中国とロシア、韓国と中国、韓国とロシアの関係が改善され、現在は閉塞

状態にあるが、当時は、わが国と朝鮮民主主義人民共和国との間での政府間交渉が行なわれるなどの進展がみられたこと。また、ブルジルにおいて「持続可能な開発」をテーマに地球サミットが行なわれたことも十分に意識したうえでのテーマ設定がなされた。そして具体的な政策立案も、環日本海圏における開発の課題として、次のような整理を行なった。

先ず、構想発展のための条件として、①政治関係の一層の改善が必要こと。②インフラ整備の強化が不可欠であること。③資金の充実。④情報の交換。⑤経済協力のための国際機関の組織化、が重要である。

そして環日本海圏協力のパラダイムとして、大規模な拠点開発方式による多国間プロジェクトが不可欠であること。とりわけ互恵平等にもとづく経済開発協力の多角化が不可欠であること。経済協力の方向として、①経済の開放性。②段階的発展。③拠点形成。④相互補完性。⑤環日本海諸国・各地域それぞれの自助努力、の五項目が重要であるとしたのである。

以上の構想発展のための条件を基本に、その具体的例として現在、ロシア、中国、朝鮮の三ヶ国で大規模な共同開発が具体化されている図們江開発計画における問題点と課題を整理、さらに、経済大国日本がこうした環日本海圏開発構想に果たすべき役割として、日

本は過去の歴史の反省のうえに立つことを前 提に貿易、投資、技術協力、技術移転など、 経済・社会・文化・環境面で積極的に支援し ていくことが求められているということを確 認した。

日本海の国土軸の形成に向けて

同時に、国内における日本海沿岸地域の開 発による活性化、とりわけこの地域における 全般的な協力と拠点機能の開発と密接に関連 付けることが重要であり、日本海国土軸の設 定とそれによるインフラの整備が最重要課題 となる。このためには日本海国土軸の設定と それによるインフラの整備が重要課題となり、 北海道から長崎までの日本海臨海産業ベルト 地帯の整備・強化を図ることにより、それぞ れの地域が対岸諸国・地域とダイレクトに結 び付くことにより活性化していくことが重要 となる。そして、そのための発展・推進の方 向は、①東京一極集中を排除し、バランスの とれた国土開発・発展のために寄与する、② 日本海沿岸各県が経済圏として発展の遅れて いた各県と「環日本海」をキーワードとし、 その連携強化を図ることにより、③地域間競 争の激化による無駄や不効率発生の防止、④ 利益の地域間不均衡や不平等を回避すること により、⑤経済ブロック圏として国内的にも

発展し得るようにすることが重要である。

具体的には、持続可能な開発を原則に、日 本海臨海産業ベルト地帯に沿った産業の振興 と産業構造の高度化を図るとともに、農業地 带、林業地帯、漁業地帯を発展させることに より、兼業・家族経営中心の農林漁業の基盤 を充実・強化を図りながら、自然環境を守り、

日本海沿岸独特的の自然を活かした四季おりお りに楽しめるリゾート産業の育成、日本海臨 海産業ベルト地帯に情報ベルト機能の構築す るなど情報ネットワークの確立、環日本海圏 協力構想の中心的担い手である自治体の機能 を強化するため、①日本海自治体連合の確立 をめざし、②民間資金を効果的に活用するた め自治体連合債としての「環日本海債」の發 行、③自治体独自に環日本海諸国インフラ整 備活動展開のため、ODAなど政府資金に対 する自治体関与権の確保などが、構想推進の ための資金確保の面から極めて重要であるこ とを強調した。

そしてさらに、人権と環境の保全に向けて の政策展開を行なうとともに、ともすれば粗 雜に太平洋の一部として把握されがちな日本 海をユーラシア大陸縁辺の海として見直し、 その得意な自然環境から環境保全の重要性を 認識し、「環日本海環境宣言」を起草し、参 加六カ国の理解を求めたのである。

(いしだよしかず・政策審議会事務局次長)

政策資料 (九四年二月～四月)

【主要掲載資料一覧】

2月
「特集」

- 1994年度税制改正大綱
- 「資料」
- 当面の農業農村対策について（案）
- 政治改革関連四法案関係
- 総合景気対策案

3月
「特集」

- 一 ガット・農業問題関係
- 二 年金改正関係
- 「資料」
- 1994年度税制改正に関する基本方針
(案)

4月

「特集」

- 1994年度政府予算案

成果のポイントと課題

- 「資料」
- 臓器移植に関する法律案要綱

社会党として、細川連立政権下、初の全国政策審議会会長、政策担当者会議が開かれる。久々の政策審議会主催の大きな会議だけに事務局も全力投球でその準備を進めた。しかし、その一切が完了し、当日、会場隣りの控室で最後の打合せの席上に突然入ってきたニューさんが、「細川総理が辞任を表明する。」ということであった。この

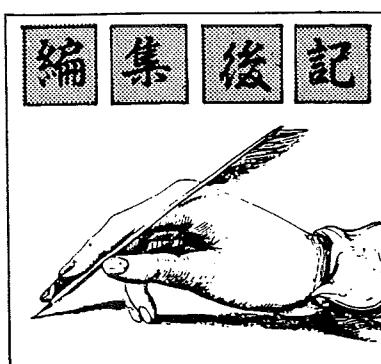
「晴天の霹靂」に会議そのものも大きくゆさぶられ、日程の一日短縮、をはじめプログラムの大変更になってしまった。

「政治は、一寸先が闇」

とよく言われるが、あまりにも大きな問題であるだけに実務を担当するものにとっては、全体の流れを意識しながらも、そ

うかといって先走って勝手な判断をするわけにもいかず、ただひたすら当面の責務の遂行に努力するのみ。それでもこれまでの苦労が一夜にして振出しに戻ることのないように願いたいものである。

◆ 政治改革が一定の節目を迎えた今日であるが、その意味からしても細川総理が自民党の一党支配を終わらせるためにその先頭に立つ



て頑張った意義は歴史的に評価されよう。多くの国民はそのことを積極的に評価し、今後に更に期待をしていただけに、国民の望む清潔な政治を実現する最高責任者である総理自身が、自らの疑惑の問題で辞任となってしまつたことに、国民はまた大きな失望を抱くこととなってしまった。なんともやれきれない思いである！

◆ それにしても遅れに遅れた新年度予算の審議は、これでまた大幅に遅れることになってしまった。

言うまでもなく国の予算は国民生活に直結するものであり、新年度に移った今日でもなお、審議のメドが立っていないといふことは、ほとんど前代未聞のことではないか。

重要課題が山積する今、真に国民の付託に応えられる国政の実現をめざさなければならないが、本誌が刊行する頃には、きっと第二次の連立政権が国民の期待に沿って、よりしっかりとした体制で本格的な仕事を進めていることを期待し、実務担当者の手がけている仕事も、さらに充実したものへと発展するよう望むものである。

(Y・H)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 池端清一 田口健二
細谷治通 梶原敬義
角田義一 前畠幸子
温井寛博 川那辺

石田武 石田好数
早川幸彦 沼谷惇
小川正浩 長谷川崇之
河野道夫

兼事務局長 浜谷惇
会計監査 秋葉忠利 糸久八重子
定価 一部 四五〇円
年間購読料 六〇〇円（前納）
郵便振替 東京8-80821
又は
大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

「政策資料」購読料のお知らせ

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

May 1994

No. 332

<Foreword>

NUKUI Hiroshi

Member of the Central Executive Committee

<FEATURES>

Summary report of SDPJ national policy-makers meeting

----Taxation reform guidelines by the SDPJ tax reform
working group

<DOCUMENTS>

List of expiring laws as of March 31, 1994

Toward creation of the Sea-of-Japan Rim Community
(by Secretary General)

Policy summary on atomic bombs victims relief law
(by the ruling parties policy-making board)

Study report on the product liability law
(by the ruling parties policy-making board)

<POLICY FOCUS>

Toward the creation of the Sea-of-Japan Rim Community
(by ISHIDA Yoshikazu)

政策資料 5月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 関山信之

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581)5111 内線3880~4

FAX 03(3502)5857

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext 3880~4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料68円)